

第2回世羅町議会定例会会議録

令和8年6月9日

第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和 8 年 第 2 回世羅町議会定例会 (第 1 号)

令和 8 年 6 月 9 日

午前 9 時 00 分開会

於：世羅町役場議場

- | | |
|-----|------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 一般質問 |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	亀 田 知 宏	2 番	佐 倉 悠 希
3 番	矢 山 靖	4 番	宗 重 博 之
5 番	佐々木浩康	6 番	福 永 貴 弘
7 番	向 谷 伸 二	8 番	上 本 剛
9 番	松 尾 陽 子	10 番	藤 井 照 憲
11 番	田 原 賢 司	12 番	高 橋 公 時

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

10 番 藤 井 照 憲 11 番 田 原 賢 司

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長	奥 田 正 和	副 町 長	金 廣 隆 徳
会 計 課 長	市 尻 孝 志	総 務 課 長	升 行 真 路
財 政 課 長	矢 崎 克 生	企 画 課 長	藤 川 道 代
税 務 課 長	小 林 英 美	町 民 課 長	道 添 毅
子育て支援課長	藤 井 博 美	健康保険課長	宮 崎 満 香
福 祉 課 長	和 泉 美 智 子	産業振興課長	住 田 谷 保
商工観光課長	山 崎 誠	建 設 課 長	福 本 宏 道
上下水道課長	広 山 幸 治	せらにし支所長	前 川 弘 樹
教 育 長	早 間 貴 之	学校教育課長	山 藤 弘 基
社会教育課長	向 原 孝 樹		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長	黒 木 康 範	書 記	間 處 俊 彦
嘱 託 書 記	貞 光 有 子		

令和 8 年第 2 回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和 8 年 6 月 9 日】

順 番	質 問 者	質 問 事 項
1	4 番 宗重博之	1 町は誰と生きるのかー「共生社会」は本気か
2	9 番 松尾陽子	1 プレコンセプションケアの取組みを 2 終活支援の取組みを
3	1 番 亀田知宏	1 町の農業は守れるのか
4	6 番 福永貴弘	1 「せらケーブルねっと」の現状と今後について
5	7 番 向谷伸二	1 道路縁石付近の土砂撤去提案に対する検討状況は 2 バッファゾーン継続管理への支援は

開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（高橋公時） 現在、5月1日から庁舎内クールビズにより、軽装による勤務を行っています。議場内におきましても、これを適用いたします。皆様のご理解をお願いいたします。

また、本定例会から本会議のインターネットでのライブ中継を開始しております。

開会に先立ち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和8年第2回世羅町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

梅雨に入りまして天候不順が続いております。これからまたムシムシした日が続くと思います。お身体にはご自愛いただきたいと思います。

先般は時期的には早い台風6号が日本列島を横断し、各地で線状降水帯を発生いたしました。世羅町におきましても倒木等の対応を深夜から早朝にかけて担当課において行ってくれたところでございます。大きな被害報告は受けていないところでございます。今後におきましても大きな災害につながらないよう状況把握に努めて各課で連携し、安全な対応に努めてまいります。

田植えもひと段落されたところもございますが、今からは麦の刈取り等、またその後の植付け等がある法人もございます。またこれからは草刈りや鳥獣対策に追われる農家もあると思います。お怪我のないように、安全をお願いいたします。

移動町長室も始まり事業説明やご意見を伺っているところでございます。またこれから少人数での集まりにも行かせていただきますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

年度当初から各地、各団体におきましても総会等が開催されております。また多くのイベントも開催され、観光の来訪客も多く賑わいが増しているところでございます。世羅のPRや、国や広島県への要望や、その協議も積極的に行い頑張っております。議員各位のご協力もよろしくお願い申し上げます。

今定例会においては、各会計の繰越計算書の報告、専決処分の承認、農業委員会委員の任命同意、工事請負契約の締結など 38 の議案を提出させていただきました。慎重審議のうえ、何卒お認めいただくようお願い申しあげて、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋公時） 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより 令和 8 年第 2 回世羅町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から、「政務報告」について提出されています。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

教育長から、「教育行政報告」について提出されています。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

4 月 20 日から 21 日に開催の令和 8 年度市町村議会議員特別セミナーに、5 月 14 日から 15 日開催の令和 8 年度市町村議会議員研修に、お手元に配布のとおり議員派遣をしましたので報告をしておきます。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日まで受理した請願書・陳情書は、会議規則第 92 条の規定により、お手元に配付しております「請願陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご了承願います。

次に監査委員から、令和 8 年 2 月分、3 月分、4 月分に関する「例月出納検査結果の報告書」及び令和 8 年 4 月、5 月実施の「随時監査の結果報告」が提出されています。写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長におい

て、10 番 藤井照憲議員、11 番 田原賢司議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの「11日間」にしたいと思います。

これに、ご異議はありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「11日間」と決定いたしました。

日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、町は誰と生きるのか―「共生社会」は本気か 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 議長。

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） おはようございます。議長からの発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問させていただきます。

女に学問はいらないと言われた時代がありました。今からおよそ140年前、現在は三川ダムの底に沈む川尻久恵村に、1人の女の子が誕生しました。熊田コタカ、後の大妻コタカ先生です。電気も水も水道もない時代に、人の力だけが頼りで、この村人たちは人と支え合いながら生きていました。しかしその中には、学ぶことを許されない人が確かに存在していました。

そのような時代にあって、コタカ先生は、生きるとは何か、学ぶとは何かを問い続けました。そして、教育という手段によって、その当たり前に風穴を開けたのです。では、制度も環境も整ったはずのこの時代に、私達はどう生きているのでしょうか。共生社会を掲げながら今なお見えない線引きを温存してはいないのでしょうか。

町は誰と生きるのか、共生社会は本気なのか、質問の趣旨に入らせていただきます。

本町の外国人住民は473人、人口比3.3%。その7割以上が技能実習・特定技

能として、本町の基幹産業を支えています。つまり、すでに外国人住民なしには成り立たない構造にあります。にもかかわらず、彼らを「地域の構成員」として位置づける制度は、どこにも明文化されていません。

コタカ氏の時代、排除されていたのは女性でした。今、見えないまま取残されているのは外国人住民です。誰を仲間とするのか。その判断を先送りすれば、地域の持続可能性そのものが揺らぎます。

世羅町第3次長期総合計画では「協働のまちづくり」が掲げられています。その「協働」の担い手が、今、基本から変わろうとしています。そこで、本町における多文化共生のまちづくりについて、具体的に伺います。

世羅町の外国人住民は毎年増え続けています。これは本町の基幹産業が彼らの労働力なしには維持できない「依存構造」にあることを示しています。国の制度が「育成就労」へと転換し、定住化が進む転換期において、町は彼らを単なる「期限付きの労働力」とみなし続けるのか、それとも「次世代の町民」として位置づけるのか。町の方針をこの場で明確にお示してください。また、その位置づけを変更するのであれば、具体的にどの制度に位置づけ、どの予算を充て、どの部署が責任を持つのか、具体的にお答えください。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 宗重議員の町は誰と生きるのか、共生社会は本気かというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、大妻コタカ氏の生涯等について触れていただきました。大妻氏は確かにですね、世羅町の名誉町民でもございますし、女性教育についてかなりご苦労されたという文章も拝見しております。中でも教育現場に置かれて、当時戦時中であつた、その中では教職を追放されたり、大変な目に遭われたということでございます。しかしそれを支えたのは、周りの、また皆さん、多くの方に支えられて大妻学院という、そういう素晴らしい学校を築き上げられております。ただ元々世羅の住民として教職に就かれたときから女性に教育というか、やはり教育だけではなく、手に職をつけること、さまざまな心の教育を行われております。そういった面において宗重議員また多くの方が関わっておられる大妻コタカ物語というかですね、演劇のほうへも力を入れていただいております。

ります。

昨日も知事部局、とにかく県のトップともお話して、横田知事はちょっとお話できなかったですが、山根副知事のほうが、この間お会いされてすごく感動されておりました。世羅にこの芸術文化を根づかせて、もっともっと広くですね、こういったところを周知いただきたいという旨も言っていましたし、ぜひ世羅のほうにも、知事が来られた際にはそういった演劇のほうの途中経過でもお話ができればと思っておりますので、よろしくお願いします。その中で誰と生きるのか、依存構造の自覚についてですね、この外国人住民の方と、町に対する姿勢をご質問いただきました。

この人手不足が深刻化をする中、議員がご指摘のとおり、技能実習制度を活用して、多くの外国人の方々が世羅町で就労されておりまして、基幹産業や地域経済をも支えてくださる存在となっていると認識してございます。これは我が町に限らず、全国の多くの自治体で同様の動きとなっております。

特に、本町に定住して就労されている外国人の方は、地域経済を支える重要な担い手でありまして、町民の一員であると認識しております。また、技能実習等で一定期間滞在される方につきましても、就労期間中においては、地域社会に参画いただける大切な方々であると捉えております。

国の制度が「育成就労」へと転換していく中、外国人労働者の定住化がさらに進む可能性もございます。労働力確保に関しての直接的な支援につきましては国の動向を注視してまいります。外国人住民の地域における位置づけ、それに伴う施策や予算、所管部署の整理等全体的な枠組みにつきましても、庁内外の関係部署としっかり連携を取りながら、町全体で取り組むべき重要な課題であると認識しております。

○4番（宗重博之） 議長。

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） ただいまの答弁の中で、ちょっと質問いたします。外国人住民を町民の一員と認識していると答弁されましたけれども、認識と制度というものは別物です。この町民とは、何を基準にするのか、ご説明ください。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） 外国人の就労という観点も、ご質問の趣旨がございましたので商工観光課からお答えをさせていただきます。まず、町民の一員であるという認識についてでございますけれども、外国人として就労されている方につきましては、住民登録もいただいているところでございますし、また納税、また健康保険、そういったところも同様に負担、また定住していただいているところでございます。またそういったところに基づきまして、町民と同様に、住民であられる方に対するサービスも提供しているところでございますので、そういったところで町民の一員であると認識しているということでお答えをしているところでございます。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） ただいまの答弁ですと、法的な住民登録を前提とされているというようなことかと思いますが、世羅の住民と同等な行政のサービスの対象とされているのか。その場合、教育、福祉、防災情報の提供など、どの程度までを同等とされているのか、これは理念ではなく、制度上の整理として具体的にお答えください。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） では商工の部分とは少し離れた分野に入るかもしれませんが、私どもの前職の経験とかを踏まえまして、お答えをさせていただきます。

外国人の方で特に就労されている方につきましては、成人というか、一定のその国の教育を受けられた方ということで認識しておりますけれども、外国人登録されている方でお子さんがいらっしゃる場合もあります。それはこの実習制度に限らずでございますけれども。そういった子どもさんにつきましても、教育を受ける環境ということで、教育委員会のほうの分野に入るので、私から答弁すべきではないかもしれませんが、経験の上でということで、外国人の子どもさんに対する教育というところも国のほうからしっかりするようにということで指導が来ておりますので、直接面談をして、それに応じた対応を取るよう進めてきた経過もございますし、また防災の面でも、前職で以前30年の西日本豪雨の

際でございますけども、避難を地域の方がされてきました。その折に会社の寮が地域の振興区の中にございまして、振興区の区長さんが同じ住民の一員として、こういう災害時には、こういうふうに対応すべきだということで、わざわざ避難所のほうにも案内をついて来られてですね、されて来ておるところでございます。企業におかれましても、地域の方との結びつきを十分に取りながら、そういう寮の設置ということもされておりますので、そういった取組みの一端を、お答えさせていただきます。

○4番（宗重博之）（挙手）

○議長（高橋公時）4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之）理解いたしました。ではその次に、地域社会に参画できる大切な方々と捉えられておりますが、現時点で外国人の住民が、意思決定過程に関与する具体的な仕組みというものは存在しますでしょうか。

○企画課長（藤川道代）議長。

○議長（高橋公時）企画課長。

○企画課長（藤川道代）お答えいたします。意思決定のところに外国人住民の方が関与しているかというご質問でございます。私の知る限り、たとえば地域の住民自治組織等での意思決定機関においては、外国人住民の方の参画というのは現在のところございません。以上でございます。

○4番（宗重博之）（挙手）

○議長（高橋公時）4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之）存在しないのであれば参画するというのは、努力目標にとどまっているという解釈で良いかと思えます。となると、今言われた言葉と制度が乖離しているのではないかと感じてしまいます。

審議会委員への登用あるいは自治組合の参画、意見反映が、公式のルートとして整備され、どのような制度として参画を担保するのかというところもちょっと考えていただきたいと思います。

次に町内外の関係部署との連携との答弁ですけれども、連携ということは非常に責任の所在を曖昧にする言葉でもあります。ということで、本件について最終的に責任を持つ部署はどちらになりますか。

○企画課長（藤川道代）議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。責任の持つ部署というご質問でございます。私ども企画課におきましては、多文化共生のまちづくりの担当部署となっております。外国人住民の方のさまざまな日常における相談事、こういったものに関しては、まず一義的には企画課のほうでお受けをし、関係部署、その相談内容等によっては、関係部署と連携をしたり、県または国との連携、こういったものも模索しながら、外国人住民の方もしっかりと世羅町でいい環境のもとで生活をしていただけるよう取り組みをしていくように考えております。以上でございます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私から先ほどのようなご質問の前段で町的意思決定、あるいはそういった取組みに、外国からおいでになられた方の関与があるかどうかといったご質問いただいた部分での充足答弁を少しさせていただきます。

町内、町からの諮問機関であるとか、そういった公式な部分については、なかなか参画をいただけない、いただいていないところでございますけれども、地域の活動、また産直の市場等々、そういった役員になられている方もいらっしゃるところでございます。地域活動の中で、総意決定の役員会の中ですね、そういった参画をいただいている方もいらっしゃいますし、農業者として参画いただき、そういった会議の場でご意見をいただくということもございます。まだまだ全ての場面において参画をいただいている状況ではございませんけれども、しっかりと担当課企画課長が申しましたように、深めてまいりたいと思うところでございます。以上でございます。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） では次の質問に移らせていただきます。「摩擦の設計」という言葉を私考えたんですけれども、「摩擦の設計」としてのコミュニケーション施策はというところで、びんご圏域多文化共生推進ビジョンというのがございます。その住民アンケートでは、町民の40.8%が「生活ルールの周知」を求めています。その一方で、外国人の57.1%が「トラブルへの不安」から日

本人との交流に消極的です。この「ルール」と「不安」の衝突は、放置すれば不信に変わります。必要なのは「優しさ」ではなく、摩擦を前提とした上でそれを管理・調整する仕組み、つまりここで言う「摩擦の設計」が必要ではないかと思っています。そこで伺います。

やさしい日本語、これはご存じかと思imasuので質問しませんが、やさしい日本語について、行政窓口にとどめず、自治会や地域活動の現場まで普及させる具体的な計画を策定する考えはございますか。

ある場合は、対象範囲、実施時期、達成指標を具体的にお示してください。ない場合は、なぜ策定しないのか、その理由を明確にお答えください。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。2点目の「「摩擦の設計」としてのコミュニケーション施策は」のご質問にお答えいたします。

びんご圏域多文化共生ビジョンにおいても、やさしい日本語は外国人住民に伝えるための重要なコミュニケーション手段の一つと位置付けられております。行政窓口にとどまらない、地域住民への普及促進については、世羅町独自の具体的な計画策定の予定は現在ございませんが、びんご圏域の連携市町と情報共有を密に行い、その施策の方向性を踏まえながら、段階的に進めてまいりたいと考えております。こうした取組みにより、多様な住民間の理解促進を図り、共生の町づくりに努めてまいります。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） ただいまの答弁を私なりに整理しますと、世羅町独自の計画はない。びんご圏域の動きに合わせる、段階的に進めるという内容でした。これは私が思うに、三重の先送りかなと思います。びんご圏域と情報共有するのは、世羅町の施策ではございません。私は世羅町として何をするのかを問うております。そこで伺います。

段階的に進めると今おっしゃいましたが、その第一段階とは具体的に、何を指しますか。誰が何をするのか、お答えください。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。やさしい日本語の普及に関する計画策定についての問いと受止めております。やさしい日本語の普及につきましては、その重要性については十分認識をしているところでございますが、現時点では、議員おっしゃっていただきました自治会や地域活動の現場まで普及させるための世羅町独自の計画策定というのは見送っている状況でございます。現時点におきましても、自治会等におかれては、高齢者の方や外国人住民の皆さんに対し、相手に合わせた対応、相手に合わせたわかりやすい言葉や話し方をしていただいているというふうに考えているところでございまして、そういったところで計画策定というのはすぐには考えていない状況でございます。

議員のご質問の世羅町として何をするのか、誰が何をするのかという問いに関しましては、まずはそういった地域における状況をしっかりと見極めながら、現状把握をして、情報共有、住民自治組織とも情報共有を行い、住民の理解と協力を得るということを、まずは最初にやっていきたい、そのように考えております。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 繰返しますが、町民の 40.8%がルール of the 周知を求め、外国人の 57.1%がトラブルを恐れている。この数字は現在も恐らく動いていると思います。圏域の動向を待っている間にこの溝はきっと広がると思います。ということで、今ご答弁されたように、早急に世羅町独自に動きだしていただきたいと思います。

次に「待つ行政」から「届けるアウトリーチ」への転換はという項目について質問いたします。

日本語教室の認知不足が 35.1%、相談窓口の未認知が 48.7%という事実は、これまでの情報発信の限界を示しています。

外国人住民の 73.9%が利用する Facebook と、54.7%が切望する「緊急情報」を掛け合わせ、行政側から情報を届ける「アウトリーチ」への転換が必要だと思います。そこで伺います。

多言語 SNS による情報発信体制を構築するのか。するならいつまでに、どの

言語で、誰が運用するのか。しないならば、現行手法で十分と判断する根拠を示してください。

あわせて、災害時における多言語での緊急情報伝達について、現状の課題と、それをいつまでにどのように改善するのか、具体的なスケジュールをお示してください。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 3点目の「「待つ行政」から「届けるアウトリーチ」への転換は」のご質問についてお答えします。

世羅町の情報発信につきましては、世羅町ホームページで行っており、日本語のほか英語を含む6言語に対応しております。一方、SNSによる情報発信はLINEを活用しておりますが、多言語化には現在対応しておりません。近年、多様な翻訳アプリが普及していることから、行政が細かく多言語化することではなく、それぞれに応じたアプリを適切にご案内することで対応することを模索しております。災害時におきましては、平成26年10月から提供が開始されております観光庁監修の外国人渡航者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」がございます。こちらにつきましては、渡航時に空港等で周知いただいているものと認識いたしておりますが、更なる周知に努めてまいります。地域との連携も含め、適切な情報提供に努めてまいります。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） これもちょっと私の感覚なので、間違っている、あるいは違う、おかしいと思えば逆に質問していただいて結構ですので申し上げます。今の答弁は、届けるアウトリーチではなく、各自で情報取りにいらっしゃいよという前提に立っているような発言に聞こえました。そこで質問します。

観光庁の「Safety tips」は、観光客向けであり、土地災害、避難所開設などの生活者が直面する地域の緊急情報を網羅するものではございません。

翻訳アプリの利用を促すという答弁ですが、命に関わる情報の受け取りまでを、個人の自己責任に委ねるという理解でよろしいのでしょうか。

○総務課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升行真路） それでは私のほうから、災害時の「Safety tips」の関係でお答えをさせていただきます。

議員ご指摘いただきましたように、確かにこの内容につきましては、災害の緊急情報等がすぐに一目でわかる、その場において一目でわかるという情報でございます。避難所情報等のものについてはございません。そういったことについては、先ほど少し他の答弁でもございましたが、やはり地域とのつながりを持って、そういった中での避難等につなげていくべきものであるというふうに考えております。現在のところ、私の総務課のほうで所管をしております防災の関係につきましても、多言語化というものはしておりません。そういったことも鑑みの中で、現在利用いただいているスマートフォン等で情報収集していただくのが一番使いやすいのではないかというふうに認識をしております。

そういった地域の中で溶け込んでいただいてですね、地域の状況を把握をしていただくということもやはり重要ではございますが、一番に情報収集していただくのであれば、一番使い慣れたスマートフォンであったりアプリであったり、そういったものの中での情報収集、そういったものを推奨していくべきではないかというふうに考えております。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 今の時代、スマートフォン利用、確かにそうだと思います。となれば、外国人住民の方がどれぐらいのスマートフォンの利用をされているのか、あるいはどれだけそのSNSで情報を把握されているのかというところまで押さえておく必要があるのではないかと思います。これは助言です。

次に「伝統行事」の担い手への引き上げと仕組みの設計はについてお伺いします。

外国人住民の61%が地域イベントに参加したい、参加したいと願っておられる。その一方で、本町の伝統行事は、深刻な担い手不足に直面しています。この状況において、彼らを単なる参加者、つまりゲスト、お客様として招くのではなく、行事の役割を担う担い手として位置づける必要があるのではないかと思います。そこで伺います。生活習慣の違いによる摩擦を前提として、それを調整す

る仕組みとして、地域団体の連携のもとに、担い手登用ガイドラインのような制度を策定するのか、しないのか。明確にお答えください。

策定する場合は、いつまでにどの部署が中心となって策定するのか、先ほどの部署は企画課だということで確認しましたので、その策定をするのか、しないのかを具体的にお示しください。策定しない場合は、担い手不足にどのように対応するのか代替案を明確にお答えください。

また、10年後、20年後の伝統行事維持には、必要な担い手数について、現時点での見通しをお示しください。見通しがない場合は、その理由といつまでに見通しを立てるのかも併せてお答えください。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 4点目の「伝統行事の「担い手」への引き上げと仕組みの設計は」についてお答えします。

人口減少に伴う地域の担い手不足における今後の伝統行事や地域活動の方向性及び組織の運営については、町も支援しながら地域の話し合いを進めているところですが、議員ご提案の、外国の方々に地域における役割を担う「担い手」となってご活躍いただくことを実現していく途上には、言語や文化の違い等による多くの課題を少しずつ解消し、実現することが必須であると考えております。

伝統行事は地域ごとに固有の歴史や文化、慣習があり、地域イベント等の地域活動は、各自治会並びに住民による自主運営の尊重が不可欠であることから、「担い手登用ガイドライン」のような画一的な制度は考えておりません。伝統行事維持に必要な担い手数の見通しにつきましては、人口動態や社会環境の変化、行事そのものの変容などにより必要な担い手の数や役割も変化するものと捉えていることから、現在、10年・20年後の数値等は算出しておりません。しかし、町といたしましては、議員ご指摘のとおり、伝統行事や地域活動に対して活動補助や活動場所の整備などの支援は外国人を含め全町民での参画を期待しながら継続していくことが必要であると認識しております。地域の自主性を尊重しつつ、外国人も含め、多様な担い手の発掘と支援を両輪に、一層の伝統行事の維持・発展に取り組んでまいります。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 前回の質問でも私問いましたけど、祭りが消えるとき、町はどうなるのかという質問で、町民、あるいは地域の自主性を尊重されるという答弁が一貫されたと思います。その自主性の尊重をした結果として、現在既に担い手不足による行事の維持が困難になっている地域がたくさん出ております。この状況を踏まえ、行政としてどのような考え方で関与し、どの段階から支援や介入を行うのか。もちろん行政が地域だけに任せるのではなく、行政との2本柱で支えなければいけないという観点からしますと、行政としてそのリスクをどのように認識されているのかお伺いします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。伝統行事の担い手不足は、全国多くの地域での共通の課題であると認識をしております。それぞれの地域や団体において、伝統行事への関心と参加機会を増やす取組みを進めておられ、行政といたしましても、今後も関係人口や外部からの参加者を呼び込むためのこのヒントであったり、いろいろなご助言、こういったものは現在も少しずつ行っている。また今後もそういったところで一緒に考えていきたい、そのように考えているところでございます。

今後もそういった外部からの参加者を呼び込むことで、多様な方々に伝統行事を体験していただく機会等を設けるなど、そういった機会を設けて、新たな担い手発掘を図るよう働きかけてまいりたいと考えております。

一方で、地域の活動や伝統行事においても、縮減を図っていくという視点も必要と考えております。担い手の負担軽減を図るためにも、役割分担の見直しや、残していくもの、残していくことを取捨選択することで、本当にその地域に携わる人々にとって大切なものだけを残していくという考え方も必要である。それは大変寂しいことではございますが、人間の長い歴史の営みの中では繰り返されてきたものと考えております。引き続き、地域の皆様と連携しながら、何を残していくのかという視点も持ちながら、町としても、多様な視点で一緒に取組んでまいりたいと考えております。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 引き続き、町民、地域の方々と話し合いながら進めていくという考え、確かにそうですけれども、とすると、画一的な制度は考えていない。ということだと、たとえば指針がなければ、地域ごとの判断が分かれて、かえって摩擦や混乱というものが生ずるのではないのでしょうか。最低限の共通指針を示すというお考えはございませんか

○企画課長（藤川道代） （挙手）

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えします。制度上の定義を制度化しないのは、多様な人々が自由に来訪し交流できる環境を尊重したい。また、地域の自主性を重んじたいという考えからでございます。制度的な区分によって、交流の幅を狭めることを避けたいという考えもあるためでございます。世羅町といたしましては、特定の枠組みを制度上で厳密に定義するのではなく、多様な人々を広く対象とした地域づくりや交流促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 何度も繰り返しになりますけれど、そういう地域の自主性を尊重されているがために今の現状というものがあるという事実は、これは隠せないと思います。したがって、引き続き尊重されるということはもちろん重要ですし、地域を尊重しないと何も行政っていうのはできないんですけども、話し合いの中で行政側としても、何らかの方針を出されることも必要かと思えます。

次のところでも言われました10年、20年後の見通しを算出していないという言葉が非常に気になったんですが、将来予測がないままに、伝統行事の維持に関する、たとえば予算配分や優先順位はどのように判断されるのでしょうか。やはり10年後、20年後のデザインがあって、そこに向かう予算、あるいは体制、制度というものを作るべきだと思うんですけど、その辺の見解をお聞きます。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。答弁でも申し上げましたように繰り返しになりますが、10年、20年後の数値、担い手の数や役割の変化等について変容していくものと捉えており、そういった将来的予測というのは現在立てられない、立てていない、数値等の算出はしておりません。

今後、先ほども申し述べましたように、この伝統行事の維持というところにつきましては、地域のお考えも尊重しながら進めてまいりたい。そこには、縮減という考え方も入れていきたいというところもございますので、現在のところはそういった状況を見守りつつ、今後将来予測についても必要と判断すれば、そういったところで、将来予測について考えてまいりたい、そのように考えているところでございます。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 是非必要と判断していただくことを私は願っております。

では、その流れの中で次の質問いたします。

人口減少が進む中で、従来の町民だけで地域を支えることは先ほども言いましたが、困難になっております。問われるのは「町が誰と生きるのか」という、町の意味そのものです。

外国人住民・二拠点居住者・外から来られる関係人口を含め、「町民」の範囲と「関係人口」の定義を制度的に明確にし、行政施策の対象として位置づける考えはあるのか。また制度上の整理はなされているのか、未整理であれば、どの計画に反映させるのか具体的にお答えください。

最後に、大妻コタカ氏は答えを待たずして、動いた人です。私が問うているのも同じです。摩擦を恐れず、多様な人々と共に町の記憶を創り上げるその覚悟が、今、この世羅町にあるのかどうか。明確な答弁を求めます。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 5点目の「町民の境界線を越えた「共生」の決断は」について、お答えいたします。

現在、外国人住民を含む町民の範囲と関係人口の制度上の整理及び制度化の予定はございません。世羅町におきましては、現時点での、外国人住民に特化し

た積極的な受け入れ施策の計画はございませんが、関係人口も含め、多様な人々が来訪と交流することによって、地域社会の活性化を図ってまいりたいと考えております。

引き続き、地域の特色や秩序を尊重しつつ、多様な住民や関係人口が安心して共生できる環境づくりに努めてまいります。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 尊重という言葉がここでよく聞かれるんですけど、ただいまの答弁、また私なりに解釈いたしますと、ようこそ、ようこそいらっしゃいましたと言いながら、あなたは誰ですかと聞き続けている状態のように感じます。というのも、関係人口との交流による活性化には取組む一方で、制度上の整理や位置づけは行わない。しかも、共生の環境づくりには、努めるというものです。この矛盾、私はこの矛盾に聞こえますが、これをどのように整理されているのか、具体的にご説明ください。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私よりお答えをさせていただきたいと存じます。4番宗重議員からのご質問の中に大きく定義されるのは矛盾があるという大きなところだろうと受け取らせていただきます。ようこそと申し上げ、また外国からの方、これは冒頭のご質問の1項目にありましたように、労働力確保として、国が進めてきた、またそれが変わってきたところから端を発し、現在におきましては、いわゆる共生社会として日本全体が、多くの方々と一緒に暮らしていく、国を作っていくといったところに変容を遂げている中での矛盾が大きいところではないかとそう感じているところでございます。

少し遡って考えますと、1993年に技能実習制度が始まったところでございます。これは外国からの労働力を国内に招き入れたいというところから始まる中で、2019年には特定技能制度が創設をされ、その変化を遂げました。昨今では2027年に育成就労制度が創設をされまして、そこには人材育成が加わってきたというところでございます。大きく我々が変容して、考え方を変えていかななくてはならないのは、現在までの労働力、そういった従事をしていただく目的から、

世界から日本を、またこの世羅を愛して一緒に住んでいただく。その中で地域活動にも参画をしていただいて、ここでの住民の同じ一員として過ごしていくというところの変容が大きく求められていると感じているところでございます。明確な制度、また線引きというところでご答弁を申し上げられないところではございますけれども、まさに今まで我々が期待をしている内容が、労働力、仕事をしていただくところから、同じ地域で生活をともにし、一緒に暮らしていくというところによっていただくことを、大きく求められておるものと強く認識をしておるところでございます。制度というよりも、我々の考え方が、日常をお会いする中で、おはよう、こんにちは、こんばんは、そういった声掛けができるところから、そこに変革をしていかなければならないと、そのように大きく感じているところでございます。

ご指摘いただく将来の予測、また制度そのものの設計については、まだまだ及んでございません。これまでの変容とこれからの課題をしっかりと見定め、この後の本日いただきましたご質問、大きな提言として受け止めこれからも励んでまいりたいと存じます。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 確かに副町長の言われることを的を得ておりますと思います。その上でまた質問いたします。

確かに国の育成就労制度への転換によって、外国人は働く自治体を選ぶ、どこに、どこで働きたいかという選ぶ時代に入ると思います。本町としては、その世羅に来てもらうためとして、制度的な位置づけは必要です。居住支援、あるいは日本語学習支援といった基礎整備を今から行う必要があります。となれば、もしそれを現状のままでした場合、外国人住民の定着は決して進みません。そんなに甘くないと考えております。関係人口も増えないまま、労働力不足に陥ることも予想されます。となれば、10年、20年先のことは、今から準備する必要があります。だからこそ、本町の基幹産業を将来にわたり、誰が支えるのか、この点については、よく考えて計画をするときに来ているのだと私は思います。

今回私は、共生社会は本気かと問いました。そのきっかけとなったのは、これ私事になりますけれども、去年の暮れに起きたある出来事です。外国人が住む、

これ世羅町です。外国人が住むアパートのドアに、1枚の紙が貼られていました。そこにはこう書かれていました。「外人の方が入居するのが嫌です。静かに、暮らしたいです。別のところに行ってほしい。」この言葉に触れたとき、私は二つの感情を想像しました。この張り紙を書いた人、書いた側には生活ルールがわからないことへの不安や、騒音、ごみ出しへの恐れ、知らないことへの防衛反応があったのではないかと思います。一方、貼られた側、これ外国人の方ですけども、理由はなく、拒絶された感覚や、ここにいてはいけないのか、私は世羅町で喜ばれていないのか。つまり、こういう不安、社会から排除されたというメッセージに受け取ったと思います。つまり、ここで起きているのは情報不足が感情に変わり、その感情が排除の言葉となって現れるという構造です。現場では既に摩擦が生じています。この摩擦を個人の感情に委ねたままにするのか、それとも行政として管理し、調整していくのか、この点をもう一度伺います。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。個別具体的な案件に関しましては、詳しい状況がわからない中でのコメントは差し控えさせていただきたいんですが、行政としてこういった摩擦という言葉が使われましたが、摩擦に関して管理や調整をしていくのかというご質問かと受け取っております。

先ほど申されたようなトラブルというのは、これは外国人住民の方に限らず、日本人同士でも、全国でいろいろ起きている状況でございます。これはしっかりとそういった事象が起きたときには、あくまで一般論でございますが、あまりにも差別的な行為、外国人住民であるからということに特化した差別行為であるならば、そういったことは許されるべきではございませんし、そういうことで、外国人住民の方が困っておられる、悩んでおられるのであれば、世羅町の企画課のほうにご相談いただければ、しかるべきところと連携をとりながら、対処してまいりたいと考えております。

一方で書いた側の方に関しては、こういった騒音トラブル、またごみ出しのちょっとしたことによる住民同士のトラブルというようなことに関しては、そこのお住まいの管理人の方を通して、相手方に言ってもらうでありますとか、あまりにひどい騒音であったり、またそこに少し怖いというような感情も生じるよ

うな事象でございましたら、警察に相談するというような対応をしていくのがいいのではないかというふうに考えているところでございます。

行政としての管理調整という言葉を使っていただきましたが、こういった案件、その生活ルールを守ってもらえないという不安、また外国人住民の方、日本人もそうですけれども騒音トラブルというのは、人間の心の中にある思いでございまして、これを管理調整ということは、いかなるルール、いかなるガイドライン等をもってしても、解決することはできないのではないかというふうに感じております。その事象、事象、ケースバイケースで、先ほど述べましたような、それぞれに落ち着いた対応をしていくというのが今後は求められていくのではないかと考えております。行政としては、そういった管理調整をしていくというのではなく、地域住民同士での交流をしっかりとっていくような、そういった交流を進めていくような支援をしてまいりたい、そのように考えております。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） わかりました。私はどちらかというと、理屈よりも自分でも反省してるんですけど、感情で動く人間なんです。どうしてもだからコロコロ感情によって変わるというデメリットもあるんですけど、この張り紙をひどい話だったなで終わらせてしまえば、何も変わらないと思います。静かに暮らしたい、これは私もそう思いますし、誰にとっても等しく大切なことです。静かに暮らしたいということは。しかし、その願いを守るために、誰かを排除する社会であっていいのか、これは私は問うべきだと思います。やはり仕組みによって調整し、共に生きる社会を作ろうという意思があるならば、そのリーダーとして、そのことを引っ張っていただくのはここにおられる皆様方と私は思っております。町民をいくら信用して地域を信用して尊重したからといって、この問題が解決するとは思いません。

そこにこそ、私は今回問いました。共生社会は本気か。世羅町は本気でこの共生社会というものに取組んでいるのかということの本質がここにあります。本町としてそのどちらを選ぶのか、その方針は、今の流れの中では明確なご答弁というのは、求められないかとは思いますが、気持ち、感情、それだけで結構ですので、冒頭の質問にあります。町は誰と生きるのか。共生社会、これを本気で

政は作ろうとしているのか、これについて最後のご答弁をお願いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） ではまとめということで、ご質問いただきましたので私のほうから、共生社会についての町の考え方についてお答えしたいと思います。

共生といえば、本当住民の方、そういったところの輪を作っていこうということになるかと思いますがけれども、ただ今、これまでの話を聞かせていただく中では、今回の発端となった事案も含めてですね、やはりそれぞれトラブルのない町を作っていくというところだと思います。あったとしてもそれに対処できる、そういった仕組みが引き続ききちっと町として機能すべきだということだと思います。今いろんなトラブル、たくさんございまして、うちの総務課の中でも、生活安全係のほうで、警察の方も庁舎内でお勤めいただいておりますけれども、いろんな事案へ対応いただいております。ただ相談する相手がいるかいらないかというところだと思うんですね。先ほどあったアパート等の契約者がどうなるのか、雇用者として借りられているのであればその雇用者の責任もあろうかと思っています。いわゆる世羅町でお勤めになっているか、世羅町に住んで、よそへお勤めになられる方はたくさんいるのではないかと思いますけれども、その中のやはり生活に関してのいろいろルールというものをですね、やっぱりその者として、きちっとそこを整えていくべきだと思いますし、現状そういったところ、以前もね、これまでも西大田でもやっていたいただいております。私も参観に行かせていただいたときは、やはりやっていいこと悪いことというのは国によって違います。言い方も違います。生活習慣、全く違う部分がございます。外国では道にごみを投げるのが普通のルールだというような言い方の国もあります。それを拾う人がいるから捨てておくんだというようなこと、ごみ箱がないから云々というのものもあるかもしれませんが、それ日本では絶対考えられないかと思われまいます。あとは感情、たとえばいろんな言語でお話するにあたって、感情を込めて、どういうふうにお伝えできるのか、これは国ごとにいろんな言語がございますから、英語だけではありませんし、さまざまに日本に来ていただいている方々のそれぞれの方言もあるわけです。ですから、日本も広島弁はわかりにくいというところはあるかと思いますが、そういったきちっとした心が通

うような、そういった生活者の方と一緒に話し合いがきちっとできるような仕組みということで、実は今回の多文化共生の中でもですね、いろんな県内でそういう外国人同士を結びつける、また外国の方とこの地域と結びつけるようなそういう団体がいらっしやいまして、世羅町でもそういうものをきちっとやってくれという声もいただいているところではあります。ただ者同士というのは難しいというふうに聞いています。事業者、事業者それぞれによってですね、やっぱり物事が違うんだと。同じ国であっても、その事業者同士を結びつけてしまうと、その仕事の現場とか個人情報であったりさまざまなものがどう動いていくかわからないんで、できるだけよその者とか他の地域とか、そういったところでイベントを重ねながら進めて、いわゆる交流イベントですね、そういったところをやって地域と仲良くなっていたきたいというようなこともあります。これは町としてもそういったところにしっかり参画していきながら、またその結び付ける役割として進めていく必要があるかと思っています。

今回発端となったこの摩擦の問題ですけれども、町としてはそういったところを早く発見して、早く対処してあげて、やはりそれぞれの中でですね、いろんな大きな問題にならないようなことをやっていく必要があるかと思っていますし、とにかく外国の方というよりもですね、住民としてしっかり、また関係人口の話もいただきました。関係人口ですらですね、これわからない部分があります。2拠点居住になるとですね、実際世羅町に住民としていらっしやらない場合のほうが多い場合もあります。そういったときに、やはりそこの出入りをしている方々が一緒に輪をいろんなお話をしていただきたいと思います。他の市町であったと思いますけれども、関係人口の住民票といったものを作られたところもあります。ですから、登録していただいというですね、しっかりそこの地域との交流の流れであったり、ルールをしっかりお互いにわかり合っていただくような、そういったところも必要なのかなと思っています。

今回のご質問を受けた中で課題はたくさんあるわけですが、どういうふうに整理していくかというのもですね、いろいろ難しい面もあるんですけども、できるだけわかりやすい形で、今回は外国の方々とのいろんな課題についてご指摘いただきましたので、それぞれ担当課がそれぞれやるのではなくてお互い持ち寄って、どういうパターン、たとえば福祉、健康、病院のこと、施設のこと。お

子様の教育についていろいろ問題ありますので、今、そういったところですね、きちっと町として関わっていけるように努めてまいります。

○議長（高橋公時） 以上で 4 番 宗重博之議員の一般質問を終わります。

次に プレコンセプションケアの取組みを 9 番 松尾陽子議員。

○9 番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9 番 松尾陽子議員。

○9 番（松尾陽子） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に則り質問をさせていただきます。プレコンセプションケアの取組みについて質問をさせていただきます。

プレコンセプションケアという言葉をご存知でしょうか。

プレコンセプションケアは、若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うことで、次世代を担う子どもの健康につながるとして、近年注目をされているヘルスケアです。

プレコンセプションケアの妊娠前の支援にとどまらず、一生涯の健康づくりとして、ライフステージごとの取組みが必要なのではないのでしょうか。このことを踏まえて、何点か質問をさせていただきます。

初めに、プレコンセプションケアの意義について、どういう見解をお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 松尾陽子議員のプレコンセプションケアの取組みについてのご質問にお答えをさせていただきます。まずもって言葉をご存知でしょうか。ご存知ありませんでした。申し訳ございませんけれども、こういうふうに松尾議員から毎度ですね、新たな言葉をご提案いただきましてそれについてもいろいろ内部でも確認、また勉強させていただくということで、本当にありがたく思っております。

このプレコンセプションケアの意義についての見識のご質問でございますけれども、これを直訳しますと、プレは「事前」コンセプションは「受胎、妊娠」となり意識としては「妊娠前ケア」ということになります。

大卒の定義として、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康管理を行うことが意義となります。議員お示しのとおり、自分の健康につながるだけではなく、次世代を担う子どもたちの健康にも大きく関わるものでありまして、妊婦・出産と産後の母子の健康や生活面の相談に寄り添う、切れ目のない支援に大きくつながるものであるというふうに認識しているところでございます。

○ 9 番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9 番 松尾陽子議員。

○ 9 番（松尾陽子） 今見識のほうをお答えいただきました。元々このプレコンセプションケアっていうのは、どこから始まったのかということでございますけれども、元々は 2006 年にアメリカの疾病管理予防センター、C D C が政策の一つとして、誕生したのがこのプレコンでございます。その後、世界保健機構 W H O が 2012 年に妊娠前の女性とカップルに、医学的行動学的社会的な保健介入を行うことというふうに定義をしました。日本では 2015 年に国立成育医療研究センター内にプレコンセプションケアセンターが開設され、情報発信や健康支援の取組みがスタートしております。妊娠出産を巡る状況や課題は、それぞれの国によって異なるために、日本国内の状況に合わせたプレコンセプションケアの目的が定められ、最近では各地の自治体などでも啓蒙活動が行われているのが現状です。そこでお伺いいたします。このプレコンセプションケア、目的は何だというふうにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） お答えいたします。プレコンセプションケアは、議員おっしゃいますように元来、周産期死亡率の低下や、新生児の予後の改善を目的とした健康な妊娠出産をめざす、妊娠前のケアという概念でございました。現在はそれにとどまらず、生涯にわたり、身体的、精神的、社会的に健康な状態であるための取組みとなっております。

概念を理解し、知識を得て実践につなげることで、今の健康、将来の健康、そして未来の家族の健康がより良いものになることは、仕事、出産、子育てなど、自身の可能性を広げることにつながりますので、必要な方に必要な情報が届く

ように、関係課と連携して取組んでまいりたいと考えております。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 大変難しいことをお聞きしたかと思うんですが、先ほど申し上げました、国立成育医療研究センターの見解の中にですね、目的が3つ、明確に書かれています。一つ目は、若い世代の健康を増進し、より質の高い生活を実現してもらうこと。2点目が、若い世代の男女が将来、より健康になることを目指す。3点目、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることというふうに謳われております。敢えてお聞きをさせていただきました。それで、その次にですね、お聞きしたいのが世羅町において、このプレコンセプションケアの取組みについてお伺いをいたします

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） 2点目の「世羅町におけるプレコンセプションケアの取組みは」についてお答えします。

本町における取組みにつきましては、妊娠届出時の保健師面談や両親向けマタニティ教室、乳幼児健診や広場等の機会を通じた健康相談等を実施しております。

また、町内保育所、認定こども園、小学校、中学校、高校など、関係機関、関係課と共に日々の生活や健康と向き合い、健康管理ができるよう取組んでいるところでございます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 先ほどのご答弁の中で、妊娠届け出時の保健師面談や、両親向けマタニティ教室、また乳幼児健診や広場等の機会を通じた健康相談を実施しているというふうにありました。この相談、たとえばどういったことをご教示というか、情報として提示するのかっていうようなことが、それぞれいろんな相談をね、悩んでいらっしゃることを聞くということもあるかと思うんですがこのプレコンに関して、どういったことをそこでお話することができるのかというところをお答えいただければと思うんですが。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） お答えします。たとえば乳幼児期などでは、子育てひろばで保健師が保護者の方に気をつけていただきたいことなどをお話しております。また中学校・高校におきましては、助産師を招いて性教育講演会などを開催しております。児童生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう自分事として考える機会を提供しているということでございます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） より具体的な取組みについては次の質問でお聞かせ願いたいと思います。

長期的な健康づくりの一環として、ライフステージごと、未就学時期、また児童生徒時期、成人期、こういった区分けして、取組みを展開するお考えはありますか。見解をお伺いいたします。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） 3点目の「ライフステージごとの取組みを展開する考えは」についてお答えします。

ご質問の未就学時期・児童生徒・成人期に亘る長期的な各ライフステージに応じた健康づくりにつきましては、プレコンセプションケアの観点からも重要であると認識しております。

町内保育所・認定こども園では、絵本を中心として自分の身体や心を大切にすることを学び、早寝早起きなどの生活習慣の基礎形成を行っております。小学校では、食事や運動などで、自分の身体をつくることについて具体的に学び、中学校ではそれに加えて、思春期の心と性、生活習慣病予防について学んでおります。

また、町内中学校及び高校においては、保健師、助産師による性教育講演会を行い、今までの学びを自分ごととして考え、行動することを学んでおります。成人期では、特定健診、がん検診の受診など、ライフステージに応じたさまざまな支援を切れ目なく実施しております。関係課や母子保健推進員、食生活改善推

進員など地域で健康づくりに従事されている方とも連携しながら、今後も継続して進めてまいります。

○ 9 番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9 番 松尾陽子議員。

○ 9 番（松尾陽子） 今ご説明いただいたんですけれども、特に未就学時期ですよ。予防接種がたくさんあるかと思うんですけれども、この予防接種については任意のものが、今まで強制だったものが任意のものが増えて、場合によっては接種をされないご家庭もあるかというふうに思います。風疹とか、それから流行性耳下腺炎、いわゆるおたふくかぜですよ。そういったものは妊婦が風疹にかかると、障害のある子どもさんが生まれたりとか、また流行性耳下腺炎を男性の方が、歳を重ねた成人になってからおたふくかぜになった場合には、生殖機能に支障ができたりとかいうことがあるかと思うんですけれども、今はしかが流行してかなり問題にもなっておりますけれども、その 3 回受けなきゃいけないのに 2 回までしか受けてないとか、そういったことが実際に起こっているのが現状かと思います。そういったものについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） まずですね、妊娠届された後に母子健康手帳を交付するときにございます。そのときにですね、この方についてはいつ頃生まれて、何か月のときには何を打って、これを打ってというのはですね、もうスケジュール的に保健師のほうで、確認して参ります。そしてそれを健康管理システムという中で記録しておりますので、こちらのほうからどうですかというお知らせのほうをさせていただいているところでございます。

○ 9 番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9 番 松尾陽子議員。

○ 9 番（松尾陽子） そういった面では接種漏れが、あまり世羅町の場合はないというふうに考えてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それですね、町内の中学校また高校において、保健師、助産師による性教育講演会を行っているというふうにありました。その講演会の具体的な内容については、どのようなものを行われているんでしょうか。以前にデートDVの一般質問させ

ていただいたときにも、あの講演会でそういう話もされると、そういった内容も含めたそういう講演会みたいなことをやっているというふうにご答弁があったかと記憶しているんですけれども、ここの性教育講演会の内容についてお答えいただけますか。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） お答えします。高校での例をご説明させていただきます。まず男女のエチケット、また性情報、命の大切さについてお話をさせていただきます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） その際に、避妊のこともきちんと説明をされるということで、そういう認識でよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） お答えします。避妊のこともですし、自分自身が選択して、自分でちゃんと断ることもできるんだよってということをお話をさせていただきます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） このプレコンセプションケアの必要性がどこにあるのかってということでお話させていただくとですね、1点目としてリスクのある妊娠が増えているということ、それから不妊が増加をしている。また、性、生殖に関する知識が薄いというふうに、知識不足であるというふうなことが言われていて、このプレコンセプションケアが今必要なんだというふうに言われております。厚生労働省が実施している国民健康栄養調査によると、現在20代女性の約5人に1人が痩せすぎであるというふうに報告をされています。この痩せすぎの女性が妊娠した場合、低体重児の出産につながりやすいとされ、日本では約10人に1人の赤ちゃんが低出生体重児として生まれています。いわゆる未熟児と言われていた、そういう子どもさんになってしまうということなんですね。赤ちゃん

は、出生児の体重が低いほど、健康な状態で成長できる可能性が低くなるというふうに言われております。成人後には糖尿病や高血圧などの生活習慣病になるリスクが高くなるということもわかっております。つまり、このプレコンセプションケアを実践することで、生まれてくる赤ちゃんの健康リスクを減らすことができる可能性があるということなんですね。一方でまた、肥満の状態も、妊娠糖尿病であったり、妊娠高血圧症候群といった妊婦合併症や分娩異常のリスクが高くなるということがあります。

不妊の増加ですけれども、月経不順や月経痛などの月経トラブルの放置が、不妊症や子宮の病気の原因となることがあります。子宮内膜症とかいうことになるとなかなか妊娠しにくくなるという、そういう状況があるわけですが、また、不妊症については、とにかく女性の問題とされがちなんですけれども、実は不妊の原因の半分は男性にもあるというふうにされています。男女ともにきちんと健康管理をして、不妊のリスクを減らすことが重要になってくるわけです。

生殖に関する知識の不足としては、卵子は年齢とともに質が低下し、数も減少します。年齢が進むとともに妊娠率が低下して、流産率が上昇し、産める子どもの人数が限られてきます。加えて、歳を重ねてからの妊婦は、お母さんと赤ちゃんの健康リスクが高くなるということがあって、このプレコンセプションケアが今必要なんだということで取上げられているわけなんですね。それですね、このプレコンセプションケアのチェックシートというものが、医療センターのほうから出されているのをご存知でしょうか。細かい項目がついていて、例として、女性用、男性用それぞれあるんですけども、適正体重をキープしよう、禁煙する、受動禁煙を避ける、アルコールを控える、妊娠したら禁酒する、バランスの良い食事を心がけるとか、こういう女性のバージョンですね。男性バージョンになると、バランスの良い食事を心がけてして適正体重をキープするとか、ストレスを溜め込まないと、パートナーと一緒に健康管理しようとかっていうそういう項目がいくつか書かれているものがあるんですけども、こういったものを、プレコンの説明と合わせてですね、たとえば成人式に配布をして皆さんに周知をかけるとか、そういった取組みをされてはとは思いますが、その点についてお伺いいたします。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） お答えします。先ほどの講演会のアンケートにおきましても、高校生から他人事ではない、恥ずかしいことでもない、正しい知識をつけたい、自分自身を守るためにノーと言える勇気を持ちたいなどのご感想をいただいているところでございます。妊娠するために必要な機能は、年齢の影響を受けること、男女の年齢や生活習慣などが出産だけではなく、子どもや本人の将来の健康にも影響を及ぼす可能性があることを若いうちから知ることができるように、適時に情報提供ができるように取組んでまいります。先ほどご紹介いただきましたチェックシートですが、男性用、女性用、ご紹介いただきましたようにございます。こちらにつきましては今後、子育てひろばであったり健診の会場であったり、妊婦健診の会場であったり手に取れるようにですね、後の集約はしませんけれども、自分のことについて考えていただくきっかけになるように設置をしたいと思っております。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 大変前向きなご回答いただきましたので、是非実行していただきたいというふうに思います。最後に、男性向けのHPVワクチン接種の推進と費用助成の考えはあるでしょうか、見解をお伺いいたします。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） 4点目の「男性向けHPVワクチン接種の推進と費用助成の考えは」についてお答えします。

HPVワクチンにつきましては、現在、国の定期接種として女性への接種が位置づけられております。男性への接種につきましては、咽頭がんや肛門がん、また尖圭コンジローマ等の予防効果が認められており、国においても検討が進んでいるところでございます。

男性へのHPVワクチン接種の推進及び費用助成につきましては、国の動向と併せ、県内の状況を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○ 9 番（松尾陽子） この男性向けの H P V ワクチンの接種っていうのが、1 人の男性学生が自分のパートナーを守りたいということで、男性もこのワクチンを受ける必要があるんじゃないかということでスタートして広まったというふうに聞いております。是非この男性から女性が感染するという形のものが多くので、やっぱりそこを男性のほうでストップさせると。自分の持っている H P V のウイルスを女性に感染させないっていう観点からこの男性の H P V ワクチン接種というのが今進められている状況です。各地でこの男性に対する費用助成も、いろんなところで始まっています。国がやってくれるのが一番町の財政としてはありがたいわけですがけれども、やっぱり前向きに考えていただければというふうに思います。このプレコンセプションケアは若い世代が将来のライフプランを考えながら日々の生活や健康と向き合うことです。しかしこのことは、今の自分や将来の自分の健康だけでなく、次の世代を担う子どもの健康にもつながっていきます。妊娠や出産を希望しない方にとっても、性や妊娠出産について、正しい知識を持つことは、自分や相手を守る大切なことだというふうに考えます。

プレコンセプションケアは、人生 100 年時代に自分らしい幸せを実現するための新しいヘルスケアとして注目をされているところです。まずは、現在の自分の状況を見直してみる。次に生活を整える。必要な検査やワクチンを受ける。かかりつけ医を持つ。そして自分の人生をデザインしてみる。そういったアクションを進めていっていただけるように、プレコンセプションケアの啓蒙推進を強く要望して、この項目の質問を終わりたいと思います。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） 先ほど議員お示しいただきましたように、男性への H P V ワクチンを接種することで男性自身が H P V に感染するのを防ぎ、女性への感染拡大を防ぎ子宮頸がんの予防に寄与するとされております。

男性の H P V ワクチン接種は現在、任意接種でございまして、国の定期接種には含まれておりません。1 回の接種が 2 万から 3 万、複数回で大変大きな負担となっているのは認識しております。男性への H P V ワクチンの助成を行っている市町は全国で 8 市町程度と伺っております。国では、定期予防接種として位置

づけることの是非について議論がされているところでございます。

プレコンセプションケアに関する問題を抱えておられても、産婦人科や泌尿器科を受診するのには心理的な抵抗がおありの方が多いと考えております。子育て支援課では、保健師が相談に応じています。産婦人科との連携など、必要なタイミングで医療機関へつなげられるよう、個人の悩みに寄り添う伴走型の支援体制を続けてまいりたいと考えております。

○議長（高橋公時） ここで休憩といたします。再開は１０時５０分といたします。

~~~~~

休 憩 １０時３０分

再 開 １０時５０分

~~~~~

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引続き一般質問を行います。

次に 終活支援の取組みを ９番 松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） ９番 松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子） 終活支援については、昨年９月にも質問をさせていただきました。その中で世羅町としてどのような取組みが可能で、効率的なものとなるのか検討するというご答弁だったかというふうに記憶をしております。その後の取組みがどうなっているのか、確認も含めて質問をさせていただきます。

前回のご答弁において、エンディングノートの再編を考えていきたいというふうに言われておりました。このエンディングノートの再編はできたのでしょうか、お伺いをいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 松尾陽子議員の、終活支援の取組みに私のほうから１点目にございます、エンディングノートの再編はについてお答えをさせていただきます。

町では、これまで平成３１年度に作成した終活ノートを窓口や地域のサロン等

で配布をしてまいりました。令和7年度にこの内容を見直し、「未来へつなぐノート」として再編をし、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）やデジタル資産、ペット情報等についての記載欄を加え、詳しい権利擁護の制度や相談窓口についての紹介も記載しております。令和8年5月から福祉課の窓口での配布を行っておりまして、今後、町のホームページに掲載する予定としておるところでございます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） その変更内容が、ACP、アドバンス・ケア・プランニングやデジタル資産、それからペットの情報等についても記載欄を設けたというふうにありました。このアドバンス・ケア・プランニングについてはこういったふうな紙面に表示をされている形になっているのでしょうか。デジタル資産については暗証番号であるとか、そういったものを多分記載できるようにされたんだというふうには思うんですが、そのACP、アドバンス・ケア・プランニングとペット情報の記載について、どういうふうになっているか、ご説明いただけますでしょうか。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それではお答えします。福祉課におきまして、終活のためのノートを新しく更新をいたしました。5月から配布を行っておりますが、つなげる未来ノート～大切な人に伝えたい～ことという表紙にしております。

ACPにつきましては、まだまだ普及啓発が進んでいないということで、まずは紙面において、ACP、豊かな人生とともに、私の心づもりと題してACP人生会議についての説明を記載をしっかりと入れております。まずこのACPをすることで、どんな利点があるか、このACPをいつ始めるのが良いか、家族やお医者さんは、ご本人の希望を知っているか、そういったことについて記載をしております。イラストを使ってしっかりとわかりやすく、ACPとはということについて紹介をしておりますので、是非ですね、皆さん手に取って、まずはご覧いただくとところから始めていただければと思います。

また、デジタル資産につきましても、議員おっしゃいましたように、暗証番号やパスワードについて、お亡くなりになられた後にわからないということがご家族の方で困られておられるということもありますので、そういったものをしっかり記載していただいたり、飼われているペットについてどのような形で誰に譲渡していくか、どういうふうに引き継いでいくかということについても記載していただくようになっております。以上でございます。

○ 9 番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9 番 松尾陽子議員。

○ 9 番（松尾陽子） 大変重要なことが新たに追加をされたということで評価したいというふうに思いますけれども、今後町のホームページに記載をしていくというふうにお答えがありましたけれども、大体いつ頃をこれは想定をされているんでしょうか。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 未来へつなぐノートの、町のホームページへの掲載につきましては、6 月中の掲載を予定して、順次準備を進めておるところでございます。

○ 9 番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9 番 松尾陽子議員。

○ 9 番（松尾陽子） このエンディングノートの書くっていうことは、とても大事なことはあるんですが、これと併せて進めていかなくちゃいけないことがあるかと思います。それがこの A C P、アドバンス・ケア・プランニングだというふうに思うんですけども、この A C P の普及啓発の取組みについてお伺いをいたします。どのようになっているのでしょうか。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは 2 点目の「A C P（アドバンス・ケア・プランニング）人生設計の普及啓発の取組みは」についてお答えをいたします。

A C P（アドバンス・ケア・プランニング）は、人生の最終段階における医療やケアについて、本人が家族や医療・介護関係者等と繰り返し話し合いをしながら

ら、自らの意思を共有しておく重要な取組みでございます。本町におきましても、世羅町在宅医療・介護連携事業におきまして、医療・介護・福祉の関係機関と連携し、研修会の開催や日頃の情報共有を行っております。

また、ACPの普及に当たりましては、専門職のみならず、住民の皆様やご家族への周知が大変重要と考えております。引き続き、町広報や「未来へつなぐノート」、地域のサロン等での普及啓発に努めてまいります。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） このアドバンス・ケア・プランニングは研修会を持たれているというふうに、先ほど答弁がございました。これはいつ頃、また何回ぐらいでその対象者はどなたがこの研修に参加をされたのか、お伺いいたします。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） このACPの研修会につきましては、住民向けではなく、まずは専門職が集まって、世羅町の在宅医療介護事業連携におきまして、世羅中央病院を会場に、医師や看護師、薬剤師、そして介護の専門家、そして行政が集まって、年に1回研修会を開催しておるところでございます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 先日、私も研修に参加を、このACPじゃないですよ。JIAMの研修に参加をさせていただいたときに、身寄りのない高齢者支援と包括的体制ということでお話を聞かせていただいたんです。その中でエンディングノートを書いてもらうだけじゃ駄目だと。この人生会議、これが重要になるんだというお話を聞かせていただきました。その方は、身寄りなし問題研究会代表をされている新潟県の方だったんですけれども、そのACPの県がやっていたり、国も行ったと言っていたんですかね、そういったところに何回もその研修を受けに行かされたという言い方はされてましたけども、その参加をされてACPのことをすごく勉強されて、何人かで行かれてみたいなんですね。地元のほうに帰られて、地域にそのACPのことを知らせないといけないっていうことで、その方が中心になって何人かで地域に散らばって、そのACPの普及を行っ

ているというお話をされていました。そこでですね、そのＡＣＰの普及に当たって、認知症なんかだったら、認知症サポーターとかキャラバンメイトとか、そういった方が広報とかいうことに携わっていらっしゃるかと思うんですけども、そのＡＣＰの研修を受けた方が、それと同じような形で広報をしていただくとか、周知をその人たちに知ってもらうというような体制ができれば、もっとこのＡＣＰの活動というものが広がっていくのではないかなというふうに考えるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 議員ご示唆のとおり、ＡＣＰの普及について、これを地域の皆さん任せにしているだけでは、なかなか進んでいかないという現状が全国的にもございます。また今おっしゃっていただいたような先進事例につきましては、医療介護事業者の連携の中で専門家をお呼びしまして、また福山市にもそういった先進事例がございますので、そういったところの医師の方にお越しいただき、ご説明をいただきながら、私達も今勉強を積み重ねておるところでございます。

地域の皆さんにご説明に上がる前にしっかりと私達行政職、そして福祉の専門職、医療の専門職も知識を高めまして、一緒になって地域の皆さんと、そしてご家族、そして周囲のサポートをされる皆さんと一緒にこのＡＣＰに関わる人生会議、繰返し話し合いを進めていくところについてしっかりと世羅町内においても普及啓発を進めてまいりたいと思います。

また認知症のキャラバンメイトやそういったサポートスタッフの皆様のようなチーム作りが将来的にできればいいなというふうにも考えております。

○９番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） ９番 松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子） 是非、しっかりご検討いただきたいというふうに思います。次に、前回終活情報登録支援事業、この提案をさせていただきました。そのときにはなかなかちょっと難しいというようなお話だったかというふうに思いますけれども、その後にこの終活情報登録事業の取組みについて進展はあったのでしょうか、お伺いをいたします。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは３点目の「終活情報登録事業の取組みは」についてお答えします。

近年増加する単身高齢者や身寄りのない高齢者への対応は、大変重要な課題であると認識をしております。終活情報登録事業は、身寄りのない高齢者等が病气や事故で意思表示が困難になった場合に備え、希望する情報を事前に登録し、緊急時や必要時に、町が本人に代わって請求のあった連絡先や医療機関等に情報を提供いたします。現在、広島県内では、三原市と東広島市において実施をされており、両市へ取組状況についてお聞きしましたところ、登録件数や相談件数はまだまだ少数で、情報開示請求は０件とのことでした。

本町におきましては、当面、「未来へつなぐノート」の活用を進めていく中で、先行自治体の実施状況を注視しながら、住民の皆様のニーズの把握に努めながら進めてまいりたいと考えます。

○９番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） ９番 松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子） 単身高齢者とか身寄りのない高齢者っていうのはやっぱり考えたときに、これだけ高齢化が進んでいく中で、絶対、まだまだ増えていくというのは必須だというふうに思います。そうした中で、こうした登録事業が進んでいかないと対応できないことっていうのがたくさん出てくるんじゃないかというふうに危惧をしております。先ほど言った研修の中でですね、やっぱりそのエンディングノートを書くだけじゃ駄目だ、人生会議をちゃんとしないといけない。それと併せて大事なのが、やっぱりこの登録という事業なんだということを強くおっしゃってございました。実はエンディングノートを書いていたんだけど亡くなって、もうお葬式も何もかも済んで、それから新たに見つかって、実はお葬式のときはこうして欲しかった。こういう人たちを呼んで欲しかったっていうことが書かれてあったということがあったそうなんです、実際に。そういう意味で、そういうことがきちんと登録をされていれば、日頃からこのエンディングノートを書いているよっていうことが家族に伝わってれば、きちんとそうしたことができたんですが、やっぱりこの書いただけで、どこかにかなりしま

われていたみたいなんですね。そういう形での登録とか、そういうサポート事業というものが進んでいかないと将来的に対応できない、そういう事態に陥ってしまうと思います。このことについては、まだまだ研究が必要だというふうにおっしゃいましたけれども、しっかりと検討をしていただいて、また研究をしていただいて、本当に必要な、こういう事業だと思いますので、前に進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、身寄りなしガイドラインの策定についてお考えをお伺いいたします。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 4点目の「身寄りなしガイドラインの策定の考えは」についてお答えします。

高齢化の進展や家族関係の希薄化により、身寄りのない人の増加が見込まれる中、本町におきましても、年々支援を必要とされる方が増えている状況でございます。現状では、判断能力の有無や、それぞれの人が持つ背景や事情によって対応が異なりますが、世羅町地域包括支援センターや福祉課を中心に、関係支援機関と連携しながら、適切な医療と介護へつないでいるところでございます。また、本人が亡くなられた際は、ご遺体や遺品の引き取り、葬儀について、福祉課と町民課において連携し対応を行っております。身寄りのない方のそれぞれの状況に応じた個別の支援が必要となりますので、今後も平成30年及び令和元年の厚生労働省通知に沿いながら、柔軟に対応してまいりたいと考えます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 身寄りなしガイドラインっていうのが先進事例として、新潟県の魚沼市というところの身寄りなしガイドラインっていうのをご説明いただいたんですね、研修のときに。このガイドラインの目的として、1点目として、本人の権利擁護支援、身寄りのない人がスムーズに医療、介護、福祉、その他のサービスを受けられるようになることっていうことがありました。本当に入院をしようと思ったり、施設に入所しようと思ってもなかなか身寄りがないと受入れてもらえなかったりとかいうことがあったりするものですから、そういうものをきちんと対応できるようにしようということで、その1点目にこの本人

の権利擁護支援ということが掲げられたみたいです。

2点目に、支援者の支援、その身寄りのない方を支援する人のための支援。身寄りのない人に関わる支援者の不安であったり、負担を軽減するということがありました。ケアマネさんが、実はご本人が身寄りのない方が入院するために保証人にならなきゃいけなかったり、着替えがもうないです、取ってきてくださいってそのおうちまで行って取ってきてもらったりとかいうこともさせられるという言い方は失礼かもしれませんが、そういうことまでしなきゃいけないような状況、後にシャドーのことは言われると思うのでそれぐらいにとどめておきますけれども、そういったこともあるので、支援者に対する支援ということも謳われています。

3点目の目的として、成年後見制度の普及啓発ということが入っていました。成年後見制度がまた改正になるようでありますけれども、その成年後見制度の正しい知識の普及によって、医療介護関係者と成年後見人との連携を強化していくという、この三つを目的にこの身寄りのない方のガイドラインというものを制定したというふうに言われておりました。そのガイドラインの基本的な考え方として、全ての支援は、本人の意思、希望に基づいて、提供されることが基本だと。支援が困難になるほど支援者が見やすいように、やりやすいように、勝手にその支援者の価値観で、本人じゃなくて支援する側の価値観で決めてしまっていないだろうかということがありました。

意思疎通が困難でも、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを大前提に、その意思決定支援をする。この人は、どういうふうに考えるだろうかっていうことを基本にして考えていくんだって。本人はもうわからなくなっていて、仮にわからなくなっていたとしてもですよ。これまで長く付き合ってた人というのは、その人の考え方をよく知っている、家族よりもよく知っている場合もあるわけですね。だからそういうことも含みながら、その支援を決定していく。1人の支援者を独断ではなく、チームとして、本人の意思決定を情報共有してやっていくということが大事だというお話を聞かせていただきました。そういった意味で、ある程度ガイドラインをどうやっていくのか、この人に対して支援をどうやっていくのかっていうことが考えられていかなくちゃいけないというふうに思います。

医師であったり、その介護従事者であったり、またご家族であったり、ご本人であったり、そうした人たちの総意で進んでいかなくちゃいけないんだということを改めて勉強させていただいたんですね。だからそういったものを、この世羅町でもぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） この身寄りのないガイドラインというものがまだ県内では策定済みの自治体がありませんで、全国では数例の自治体があるというふうに私も拝見をしております。この身寄りのないという定義なんですけれども、この対象者の方が、もちろん家族や親族がいない方だけではなく、家族や親族がいても連絡が取れない方、家族や親族がいても、疎遠で支援が受けられない方、こういった方を皆さん対象として、身寄りのないというふうに定義づけをされておられるところが多くあります。

議員おっしゃるとおり、このガイドラインを策定するに当たりまして、まず大切なのは、自分のことは自分で決めるということが、意思の判断の能力の有無に関わらず、意思の判断が難しくなる前に、ご家族やご近所の方、また医療や福祉の関係者が、以前このように自分の最期はこうしたい、自分の葬儀はこういうふうにしてほしい、お墓のことはこうしてほしいということをお話をされてましたよということが大事であるというふうにも私も少し学習をしております。そしてこの意思の確認を受けた上で、周りの人がチームを作って、しっかりとアプローチをしていくということも大事ということで、現在ですね、世羅町におきましても、家族がいても東京や大阪、遠方にいて、なかなか直接の支援を受けることがもう難しいといったご家庭、単身世帯や老老世帯、また認知症の方が認知症の方を支えておられるようなご家庭が増えてまいっております。そういったケースが多いために、ケアマネさんとか、医療や福祉の従事者の方ですね、それに代わった支援に入っておられるのも現状でございます。

たとえ身寄りがなくても必要な医療を受けたり、介護を受けたり、介護サービスを受けたりすることは皆さん当然の権利であると考えております。またそれが権利として保障をされなければならないと思います。支援者側もリスクや負担を軽減する必要があるとも考えております。

世羅町におきましてもガイドラインを作成し、これを活用することで、こうした課題が少しでも解決、解消されるのであれば、策定の意義があると考えます。ACPの普及も併せて今後策定に向けた検討を進めてまいりたいと考えます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 是非ご検討いただきたいというふうに思います。もう1点、ご本人が亡くなられた際は、ご遺体や遺品の引き取り葬儀について、福祉課と町民課等で連携して対応しているというふうにあります。

前回質問したときにも1件そういうことが実際にあったというふうに記憶しておりますけれども、このことについて、町がきちんと身寄りのない方に関して町がきちんと責任を持つんだということが明文化されているのでしょうか。そのことがすごく重要だと思うんですね。だから安心して、年を取って重ねていただけるということが必要かというふうに思います。本当にホームページでもいいですし、どこでもいいんですけれどもこういうことをきちんと明文化して記しておくということはすごく非常に重要なことだというふうに考えますので、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 町として、身寄りのない方がお亡くなりになられて、そのご遺体の引き取りや、お骨の納骨につきましてどのようにしたらいいでしょうということのお問い合わせも、実は福祉課のほうにも寄せられることが多くなりました。また今年に入りまして、昨年の9月以降にですね、もう2件の身寄りのない方のご遺骨の納骨につきましても、世羅町のほうでさせていただいております。町民課と連携をして、現在相続人の調査を行ったりしておりますけれども、相続人がおられてもお骨の引き取りを拒否をされるケースも増えてきておるところでございます。墓地埋葬法に従って取扱いをしておりますけれどもそれについて明確な周知というものは住民の皆様に行っておりませんが、安心してといいますか、そういった取組みをしておりますので、現在、身寄りのない方につきましても世羅町のほうで責任を持って、納骨と遺留品の保管というものを行っておるところでございます。以上でございます。

○ 9 番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9 番 松尾陽子議員。

○ 9 番（松尾陽子） いずれにしましても、みんな若くはなりません。それぞれ、だんだん年をとってまいります。そうした中でやっぱり身寄りのない方、また身寄りがあってもなかなか面倒を見てもらえない方も多くなっているのが現状だというふうに思います。そうした中で、町として何ができるのか、その点については本当によく考えていただいて、今日ご提案させていただいたことも積極的に検討いただき、前に進めていただくことを強く要望して私の質問を終わらせていただきます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） この度はですね、またいろいろとご示唆をいただいたところでございますけれども、寂しいかな身寄りのない方についての対応については私のところで最終決裁になります。責任者として、私の名前でいろいろと対応させていただいている状況もあります。そうならないのが一番良いことでございますけれども、やはり身寄りのない方であろうと、町民の方々のさまざまな尊厳については、町としてもしっかりとそういった仕組みをきちっとして進めていく必要があるかと思います。

エンディングノートから今度は未来へつなぐノートとしていろいろとやってございますが、一応それに関わっていただく方、本当ご苦労いただくこととなります。個人情報等もありますし、いざ身寄りがないと思っていたら、後から私はあるようなこともあるやもしれません。そういったときにきちっと町が対応できるような、法的な部分も含めて整えておく必要があるかと思います。そうならないためにもですね、日頃から私どももしっかり周知をして、特にそういったノートの存在もですけれども、今後の自分の将来、私どももいつか行く道でございますけれども、そういったところをですね、周りによく話し合って、またもしそういう相談者がいない場合には相談者とともに、また町のほうへご相談いただいてもいいかと思います。それぞれに、よくよくご理解をいただけるように、担当課のみならずさまざまな行政組織として取組んでいきたいと考えております。

○議長（高橋公時） 以上で、9番 松尾陽子議員の一般質問を終わります。

次に 町の農業は守れるのか 1番 亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1番 亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問させていただきたいと思います。

町の農業は守れるかということで、私は農業従事者として、この世羅町が好きで、この町で農業をしていることに大変誇りを持っております。そうした観点から、いくつか質問したいと思います。

質問の要旨、米価の上昇に伴い、町内の法人を含めた農家の経営は安定してきたとはいえ、担い手・後継者不足の課題は解決の目途が未だ立っておりません。

農業法人、農業に関する協議会、多面的機能・中山間地域の交付金制度を活用している組織など、農業に関わっている方々の話を伺う機会が多くありまして、担い手・後継者不足の課題に大変悩まれている話を耳にします。

そこで、3点お伺いします。

（1）以前伺った、農業法人の連携を含めた経営支援体制は進んでいるのか。また、現状に見合った施策の見直しの進捗状況をお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 亀田議員ご質問の町の農業を守れるのかのご質問、3点ほどご質問いただいておりますのでございます。

今、農業法人についてのご質問もございましたが、世羅町内の農業者、これは毎年のようにですね、だんだんと組織もですが人数も少なくなっていて経営にもかなり困っていらっしゃる方々がたくさんいらっしゃいます。中でも担い手のことにつきましては、本当に多く課題がございましてこれからの5年10年先をどうするのかといったような悩みはどこでも聞くような案件でございます。私も農業会議のほうへ今出ておりますけれども、その中でも地域計画をそれぞれ立っていただいておりますけれども、その中にやはり白色地図が多くございます。将来的な後継者のいない農地が守れない、そういった場所が

多く点在するということ。こういったところですね、いろいろな組織と連携をとりながら、今ブラッシュアップしていこうという流れが起きているところでございます。

1 問目でございます農業法人の連携を含めた経営支援体制について進んでいるのか、進捗状況についてご質問いただきました。

現在におきましては、広島県東部農業技術指導所の助言をもとに、集落法人経営者協議会におきまして、各法人の将来像や課題を整理する「法人の未来年表」の作成に取り組んでいただいております。これは、今後の経営継承や人材確保、農地維持などを見据え、中長期的な経営課題を“見える化”する取り組みでございます。

また、多くの法人が水稻を中心とした経営を行っていることから、新たな水稻の研修制度についても検討を進めております。この研修は、将来、法人経営の中心を担う人材育成を想定してございまして、栽培技術の習得だけでなく、研修を通じた法人間の情報交換や横のつながりを図ることで、法人間連携のきっかけとなることも期待しております。

さらに、既存の「ニューファーマー支援事業」とも連動させながら、将来的に経営を担うことのできる人材の確保・育成につなげてまいりたいと考えております。また、広島県の研修制度や担い手確保施策との連携につきましても、世羅町担い手育成協議会において検討を進めているところであります。

○1 番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1 番 亀田知宏議員。

○1 番（亀田知宏） 農業法人の話をさせていただいたんですけども、農業法人は、多くの農地を集積されております。しかしその大半が先ほど申したように、担い手後継者の課題を抱えたまま運営をしている状況でございます。

答弁にありました今後の経営継承や人材確保、農地維持などを見据え、中長期的な経営課題を“見える化”するということで、法人の未来年表を作成中とのことでしたが、もう農業法人における未来はもう喫緊のうちに困難がやってくると私は考えておりまして、この未来年表、こちらをいつ頃までにまとめ上げて、いつ頃までに反映できるかという時期をお教えてください。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） ご質問にあります未来年表のことですが、現在法人が解散の危機にあるといったことによりまして、それを引き継ぐ組織、また個人もですね、いろいろ苦勞しておるところでございますが、まず法人間におきまして、未来年表を作成していただくことによりまして、5年後10年後どうなるかというのを、法人さん自体が認識をしていただくということで作成をしていただいております。これが急に解散をするとかいうことになりますと、その引き受け手がないということが問題となっております。現在その未来年表につきましてですが、各法人へアンケート調査をしております。今月中ぐらいに一応アンケートの回答が返ってくるのではなかろうかと思っておりますが、これによりまして今後のことは検討したいと思っておりますが、どちらにしましても年内にはある程度の方向性というのは出したいと思っております。

○1番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1番 亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏） できるだけ早いことをお願いいたします。それで、答弁の中にありました新たな研修制度、法人経営の中心を担う人材育成、これは私も非常に重要だと考えております。というのはですね、現在の農業はもう物を生産するというだけではなくて、経営のほうですよ。人、物、金といった資源を上手に組合わせて、持続的に価値を生み出し続けることが必要となってきております。たとえば全国的な話になるんですけども、成功と言いますか、広げられてる法人の方々なんかは、経営力のほうにしっかり目を向けて、なんなら農業経験のない方を経営陣に入れられたりとか、そういったお話も伺っております。

そこで我が世羅町で、農業創造大学の経営者育成コースがあります。こちらを修了した方々が、どのような活動をされているのかお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 今ご質問にありましたように、農業に関しましては今までが特に育成について研修等させていただいていたと思いますが、議員おっしゃいますように、これからの農業につきましては、以前もお答えさせて

いただいたんですが、経営のほうも併せて研修をしていかないといけないと思っております。この研修につきましては、たとえばでございますが、今うちが進めておりますが、スマート農業によります機械化を進め、人材不足のところを補う。また販売経路も今までにないところ、新たな販売経路等をいろいろ開拓していくということによりまして、販売幅を広げていくと、収入を上げていくということに研修を進めたいと思っております。産業大学の卒業生の方につきましては、これにつきましては今までの参加されている法人間の中へ入られる方もおられます。

町としましてはそういった方も含め、そういった方を含めましてニューファーマー事業としまして法人間で雇っていただくところの人件費等の補助、また新規参入の方につきましても法人間での研修をしていただくということで、全くの未経験者におきましても、まず農業に携わっていただくということです。また新たな人材確保を進めたいと、このように思っております。

○1番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1番 亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏） 農業経営、これは非常に大事なことで今言われた農業創造大学の卒業生の方も、法人に就職だけではなく、ここを引っ張っていく、経営していくような、こういった人材を育て上げることが今からは大変大事になってくると思っておりまして、答弁の中にありましたニューファーマー支援事業の連動、そして経営を担うことのできる人材の確保、育成につなげていくとのことでしたが、詳しい内容をお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） ニューファーマー支援事業につきましては先ほど言いましたように、法人のほうへ人材を雇っていただく人件費につきまして補助しているものでございます。これは3年間、一応補助をしまして、その後その法人へ残っていただくということを条件としまして補助している事業でございます。ですからまず新規参入で入られた方が、全く世羅町と関係のない方につきましては、法人でいろいろ農業に関する研修をまず行っていただく。そういった方につきましてはその後、その法人に残っていただくのがいいんでございま

すが、独自で、個別で農業を進めていただくことがいいんですが、これにつきましてはちょっとよそから来られる方につきましては全てが世羅町に残って農業をしていただくということは非常に難しいことになっておりますので、ニューファーマー事業につきましては法人へ残っていただく、ある程度の期間残っていただくという条件で補助を出している事業でございます。

○1番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1番 亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏） 続いて担い手育成協議会で検討を進めているということでしたが、こちらの内容も具体的にわかれば教えていただきたいです。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 担い手育成協議会、これに限らず、県の研修制度も含めましてですが、これにつきましては現在行っております法人の未来年表をまず作っていただいて、その中での課題等を見て研修内容をまた今後考えていきたいとこのように思っておりますのでございます。

先ほどありましたように、地域計画も併せた考えをしないといけませんので総合的にアンケートの結果を基に、今後研修の具体的な内容というのは詰めていきたいと、このように思っております。

○1番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1番 亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏） それでは農地を守るという観点から、中山間地域とか多面的の組織がございます。こちらも高齢化により、存続が難しくなっているような組織があると聞いております。これについての支援策などがありますか、伺います。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 中山間直接支払制度事業とか多面的事業でございますが、こちらは国の制度でございます。昨年度から第6期がスタートしたところでございますが、議員おっしゃいますように、その事務を行う人材がないということで、その事業の継続を諦められる地区があります。この事業は5年間

計画でございます。現在たとえばでございますが、主にやられている方が75歳の方が5年後は80歳になるといったときに、80歳になって、特に事務でございますが、これが非常に難しいということで断念をされている組織があります。こういったところにつきましては新しい方をお願いをしたり、隣の地区をやられている方をお願いしたりして継続した活用をさせていただいておるところでございますが、これに対する支援につきまして、現在国、県のほうで、この事務の簡素化というのが少し話題になっておるようでございます。現在県のほうへもそういった事務の簡素化についてはお話をさせていただいておりますが、まだ明確な答えが返ってきておりません。これは今後、世羅町に限らず、全国的に問題になっていることでございますので、何らかの取組みが行われると、このように期待をしておるところでございます。以上でございます。

○1番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1番 亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏） 農業、農地を守るということで中山間、多面的といった組織はとても必要な組織だと感じております。なので、今後来るであろう人材不足等に対応できるような施策をしっかりと考えていただきたいと考えております。そして私が住んでいる西大田地区、圃場整備事業が進んでおります。圃場整備事業というのも農業・農地を守ることにしましては大変重要なことだと感じておまして、この事業世羅町内、他にも私が個人的にですけれども、見る限りでも、できたらいいんじゃないかというような地域が多く見られます。ここをですね、町が主導してこの事業を推進していくようなお考え、特に今、広島県のほうでも中山間の圃場整備事業、これを前向きに検討しようかというお話も聞いておりますので、その辺のお考えをお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 世羅町におきまして現在圃場整備を西大田地区で行っているところでございますが、世羅町のような中山間地区におきましての圃場整備を進めていく場合に、西大田地区等はよろしいかと思うんですが、私の住んでいるような地区でございますと、圃場整備を進めるに当たりまして農地よりもゲシ、法面ですね、が増えるということが懸念されます。ですから、せ

っかく広げても農地の面積はかなり減る、反対に草刈りの面積が増えるという状況のところが多数あると思っております。これはですね、県内でもそういった話がありまして、現在世羅町で行っているのは5ヘクタール以上につきましては県営で行うということにしております。ただ条件がありまして、やはり広げるに当たる面積でございますが、これがかなりの面積、最低でも3反から5反と、1枚がですね、3000平米から5000平米ぐらいの面積のものになるということになります。こうなるとかなり先ほど言いました法面が増えるというところは難しいんじゃないかなろうかと思っておりますし、また併せまして、地権者の方のご理解が必要ということになります。この地権者の方のご理解をいただきまして、地元でお話し合いがまとまりますと、当然ですけどそういった圃場整備、区画整理は進めていきたいと思っております。これにつきましても現在国のほうでもですね、県も併せてですが、大区画化というのは進められているところでございます。補助率もかなり良くなっていると思います。もし地元の方でそういったことがあるならですね、産業振興課のほうへご相談いただければ、またそれなりの対応をさせていただきたいと、このように考えております。

○1番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1番 亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏） この圃場整備事業で今、水田が1ヘクタール、2ヘクタール、こういったものができておりまして、先ほどから出ている効率化っていうとスマート農業、比にならないぐらい効率が上がるわけですね、田んぼが大きくなると。なので難しい地域がどうしてもあるのは当然理解しておりますが、そうじゃない地域などは町はしっかり働きかけて、そういうことを推進していただきたいと要望いたしまして、次の質問に行きます。

質問（2）、現在町外企業の農業参入が増えてきておりますが、町としてはどう受止めているのか、お考えをお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 2点目の「農業企業参入に対する受け止めは」についてお答えします。

町としましては、担い手不足や高齢化が進む中、新たな企業参入により地域の

農地が守られ、農業が産業として維持・発展していくことが、大変重要であると考えております。

特に、地域と連携しながら継続的に農業経営を行い、地域雇用の創出や農地の保全につながるような取組みを期待し、前向きに受止めております。

地域農業は単なる営利活動だけではなく、地域コミュニティや農地管理、多面的機能の維持とも深く関わっております。したがって、企業参入は地域との信頼関係を築きながら、しっかりと地域に定着していただくことが重要であると考えております。

今後も、地域農業を守る担い手の確保と、多様な主体による農業振興の両立に向け、関係機関と連携しながら取組んでまいりたいと思っております。

○1番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1番 亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏） 農地を維持していくという観点からいたしますと、現状で町外企業が農業に参入することは悪くないことかなと考えますが、答弁にもあったように地域雇用の創出や、農地保全など、地域との連携は重要だということですが、実際地域コミュニティとのトラブルなどは想定されておりますか、伺います。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 現在ですね、実際に異業種からの参入をされている企業、これは令和に入りましては3件ございます。この中で、新たにたとえばでございますが、建設会社の方が自分の土地、またその近隣の土地を耕しながら野菜なり水稻、こういったものを作成される方もおられますが、その中におきましては、解散した法人をそのまま引き継がれている企業もあります。こういったところが地域参入には必要なことであると思っております。特にそういった法人から引き継ぐということは地元の方のご理解もいただかないといけないと思っております。こういった解散するような法人のところにつきましては、こういった異業種参入の方がおられれば、町としましても積極的にご紹介させていただきまして、地域コミュニティも新たに深めていただきたいとこのように思っております。

○1番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1番 亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏） やはり地域との関係性は非常に大事だと考えておりますので、今後こういったトラブルなども起きる可能性も当然あると思いますので、その辺もしっかり想定していただいて展開していただきたいと考えます。そして農業における、ちょっと話は変わりますが、税収ですよ。こちら大きな財源だと私は捉えておるんですけども、町外企業ですと、やっぱり税収の部分は減るというか農業に関して、私は思っているんですけど、この辺りの税収面等の考えをどうお考えか、お聞かせください。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 税収面につきましてでございますが、他の市町に本社があるなり、他の市町が主となって参入されとる場合におきまして、企業の税収につきましては他の市町かもしれませんが、その中で雇用される方につきましてはできるだけ町内の方も雇用していただきたいと思っておりますので、そういったところで町のほうも、そういった雇用の関係も一応お願いをしながら進めていきたいと、このように思っております。

○1番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1番 亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏） 是非、働きかけのほうをよろしく願いいたします。それです、そういった町外業者が来ると、税収面でのデメリットあると思いますが、できるなら私が考えるところ、町内でやっぱり完結していただきたいと考えるところで、町内の農業以外の業種の方、こういった事業者の方に営農を勧めるようなお考えはありますか。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） こちらにつきましては今後ですね、担い手不足ということが十分考えられておりますので、異業種の参入というのは町としましても歓迎しておるところでございます。そういったところで興味を示されているという情報があれば、それは町としましても、当然情報提供しながら参入等

進めていきたいと、このように思っております。

○1番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1番 亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏） 他の自治体とかでも、こういった他業種から農業に参入されているような事例は多く聞きますので、是非我が世羅町でもそういったところに力を入れていただきたいとお願いいたしまして、次の質問に移ります。

（3）世羅産農産物のブランド化について、現在町としてどのような取組みをされているのか、お伺いします。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） 3点目の「世羅産農産物のブランド化の取組み」についてお答えいたします。

町が主体となって農産物を独自に認証する、いわゆる「ブランド認証制度」につきましては現在実施しておりませんが、「世羅ブランド戦略事業」におきまして、少し視点を変え、実践的なアプローチを行っているところでございます。町内事業者様が丹精込めて作られた農産物や加工品を、都市部の消費者へ直接販売・宣伝できる「場の提供」に力を入れておるところでございます。

具体的には、令和5年度より継続して首都圏を中心とした催事への出店支援を行ってまいりました。令和5年度および令和6年度にかけましては、推進していく作物として「ぶどう」を選定をしました。令和5年度は東京都の北千住マリイにおきまして、ぶどうやワインの販売を実施いたしました。令和6年度は、羽田空港での試飲イベントへの参加や、東京交通会館において、ぶどうとワインの販売を実施いたしました。

令和7年度におきましては、イベント時期に合わせまして特産品と加工品を選定し、同じく東京交通会館にて、ぶどうやワインに加え、梨やピクルス、ジャムなどを含めた販売を実施いたしました。

こうした都市圏での催事出店は、単なる売り上げの確保だけが目的ではなく、作り手自身が直接販売し顧客の反応を間近で得られる点がございます。

今後もこうした実践的な機会を通じて、世羅の農産物や加工品のファンを増やし、「せら」というブランド力の向上と事業者の皆様の販路拡大につなげてま

いりたいと考えております。

○1番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1番 亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏） 世羅町農産物のブランド化、これはかなり前から話題というか、お話は出ていると思うんですけども、なかなか前にあんまり進んでないような状況が見えたので質問させていただいたんですけども、たとえば答弁の中にありましたブドウ、私もブドウ農家をやっておりまして、推進していただいているのはありがたいことですが、世羅でブドウが始まって20年以上、知名度は上がってきているといえ、やはりブランド化にはまだまだなっていないと感じておりますし、他の農産物、米はちょっとあれですけど米もそうですけど、野菜、他の果樹などそういったものを含めて梨ができてるとは思いますが、それ以外の農産物をしっかりもっと売り込んで町外、県外、もっと国外など、世羅産という、世羅という名前がつくだけで価値がつくような状態に持っていけたらいいんじゃないかなと、農業従事者としては考えるところでございます。なので町に望むことは、今もおっしゃったように、ブドウを推進していると他にもアスパラなどとかも聞きますけども、補助金を出したりするだけではなく、もう一歩踏み込んだ農産物のブランド化に向けたアクションを期待するんですけども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） お答えいたします。確かにブランド化という定義はなかなか難しいところがございますけれども、今推進しておりますのは地域ブランド化というところでの取組みを進めておるところでございます。地域ブランド化と申しますと、地域で生み出される商品、サービスのブランド化と、その地域の背後にある地域のイメージのブランド化、そういったところを併せて進めていくものでございまして、しっかり農産物を売るだけでなく、世羅町の良さというところもPRして参りますし、また昨年度出店されました業者の皆様もなかなか出店する勇気がない中で、こういう機会を得まして、直接消費者の方と相対で販売する中で、いろいろな思考、そういったところや、また世羅のPRもできて非常に良かったというところの実感を得ておられるところでござい

す。今後につなげてまいりたいと考えております。

○1番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1番 亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏） よろしく申し上げます。最後にですね、本日お話ししました世羅町の農業を守るという視点から農業法人の現状、町外企業の参入、世羅産農産物のブランド化が進まない状況などを質問させていただきましたけども、町長はこれをどのように捉えておられるか。ご意見を申し上げます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 法人の部分については先般、法人の連携協議会の総会にも、冒頭のみでしたけれども出席をさせていただきまして、その展開資料等も見させていただきました。その中ではやはり、他市町での研修というかですね、いろいろ視察等も行われる中に、米で言えば今乾田直播がかなり前に進めていただいています。これは多分、ちょっと農機具等も大きなものが必要であるといったところ。それとあと水不足等の対応、というか水管理、苗等に関してもですね、やはり省力化できるといったようなところは研究されているというところが見てとれます。米に限らずですね、園芸作物等で取組まれているような法人もあります。その中ではやはり重量野菜になると高齢者厳しい状況もありますが、やはりブランド化というところにおいては、世羅町は今進めているのはブドウとアスパラガスでございます。以前はキャベツであったり、白ネギ等も、その中には他の品目もたくさん必要だということ、特に生産者がというよりも消費者目線で、何が望まれているのかといったところで、1年物の作物に取組まれる方もいらっしゃるし、多年生のものもあろうかと思えます。多年生をやるとなると、やはりある程度若い方に、これから10年、20年先を見越した農業とプランニングがいるんじゃないかと思っています。

先般、東京のほうで出張の際に、今、この生産コストについてのこの間報道もされてですね、米に関して言えば、1ヘクから3ヘクの間の農家においては60キロあたりが2万ちょっと、2万1000円までですね。2万800円ぐらいの経費がかかっているという、こういったマネジメントの指標が出る数値計算できるものがございます。これが農業法人になるとですね、確かに面積拡大して反別当

たりの経費については抑えてこられます。しかしですね、やはり日本全国見ると、この中国地方というのはかなりの経費をかける地域であります。いわゆる圃場整備もしてあってもまだ小さい、中山間地の農家が多いという部分。スマート農業を始めようにもなかなか西大田のような、そういった大きな圃場ではできませんけれども、小さい圃場では難しい部分もございます。やはり農機具にかかるお金も高いですし、中国地方は。特にまた、化石燃料等に関わってですね、いろんな経費が、また除草剤であったりさまざまな農薬、多くの経費をかける場所であるというところですね、ちょっと課題かなと思ってまして、東北等を見ますとですね、やはり倍半分違います。こういったところのマネジメントをこれからの世代にもしっかり行っていく必要があるかなと。これは農業法人等々にも言えることですので、大型農家の育成並びに小規模であったとしてもそういった反収を上げていく、いわゆる金額面をどう上げていくかというところをですね、しっかり町としても支援が必要だと思ってますので、そういったところの研究も重ねつつ、農業者としてしっかりですね、世羅で住み続けていただけるような、そういった担い手を育てていく、こういったところへ傾注していきたいと思っています。

○1番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1番 亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏） いずれにいたしましてもですね、世羅町の農地・農業を守るということは非常に重要だと私も思っているし、皆さんそう感じる方も多いと思います。先ほど言いました法人の現状とか、ブランド化の話もしましたが、当然個人農家さんにももう頑張っていただかないといけないところもありますし、いずれにしましても補助金とか助成金などはやっぱり限りがありますので、それ以外のどういった支援ができるか、行政としてはどういった支援ができるかをしっかり考えていただいて、もちろん国・県ともしっかり協議を行っていただいて今後の世羅町の農業・農地を守るような施策を考えていただくことを願いまして質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 県内いろんな市町の方とお話しをしますが、世羅という

ころは本当に農業でかなり頑張っている姿を、マスコミ等報道でも見ていただいたりですね、実際そういった連携協の中でも県内からは先進地として見られている部分が多くあります。しかしながら、やはり見えてない厳しい面もですね、よくよく同じ農業者として理解もされているとは思いますが、ただ世羅町はこの現状課題を解決するための施策としては、いろいろ多岐にわたっているいろいろと情報を入れています。しかしながらやはり農家それぞれがそういった取組みのところをよく熟知いただきながらやっていくためには、法人の連携協もありますし、個別農家それぞれのやはり多くの生産者のところと行政が一緒になって考えていかなくちゃいけません。行政だけがいてもですね、やはり作っていただくところ、今回もですね、やはり米が上がったもので、かなりな税金がかかったといったところ、この厳しい状況が今度は今年度に関わってきます。ですから次年度に向けてそこをうまく節税というよりも、しっかり稼いでもらう部分も応援していき、今度はマネジメントについてもしっかり応援していく必要、両方頑張っていきたいと思っています。いろんなご意見を聞かせていただいて本当にありがたく思いますし、今後ともにいろいろと研究していければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（高橋公時） 以上で 1 番 亀田知宏議員の一般質問を終わります。

ここで昼休憩といたします。再開は 1 3 時といたします。

休 憩 1 2 時 0 0 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に 「せらケーブルねっと」の現状と今後について 6 番 福永貴弘議員。

○6 番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6 番 福永貴弘議員。

物品の持込みについてこれを許可しております。

○6 番（福永貴弘） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問させていただきます。

本日より議会も、Y o u T u b e のライブ配信がスタートいたしております。議会のほうも、新たな技術、情報発信に舵を切っているような状況が生まれております。世羅町におかれましても、せらケーブルネットという大変強力な情報発信ツールを有しております、そのことについて今回は、今の置かれている現状と今後の発展について議論を深められればと思つて質問をさせていただきます。

日本では、2011 年に地上アナログテレビ放送が終了し、地上デジタルテレビ放送へ完全移行しました。

デジタル化の大きな目的は、「限られた電波資源の有効活用」であり、映像の高画質化だけでなく、データ放送や双方向サービスなど、新たな情報提供の可能性を広げるものでした。

一方で、地上デジタル放送は電波特性の変化により、山間部を中心に新たな「デジタル難視地域」を生み出しました。中山間地域である世羅町においても、多くの地域がその対象となり、難視対策として光ファイバ網を活用した「せらケーブルネット」が整備されました。

この事業は単なるテレビ受信対策に留まらず、「高速インターネット環境の整備」「地域内の情報格差の是正」「行政情報・地域情報の発信」「災害時の情報伝達手段の確保」「地域コミュニティの維持」など、多面的な役割を担いながら今日に至っています。

特に、「11ch 世羅町自主放送」は、行政情報や地域行事、学校活動、地域住民の話題などを発信する、世羅町独自の重要な情報インフラとなっています。しかし、サービス開始から約 20 年が経過し、社会環境は大きく変化しています。現在では、「若年層を中心としたテレビ離れ」「Y o u T u b e や動画配信サービスの普及」「民間通信事業者による高速通信サービスの拡大」「スマートフォン中心の情報取得への変化」「人口減少・高齢化による利用者構造の変化」など、ケーブルテレビ事業を取巻く環境は大きな転換期を迎えています。

一方で、災害時や地域情報発信において、「地域密着型メディア」の重要性は依然として高く、他に代替できない役割も存在しています。今後、世羅町として「せらケーブルネット」をどのような地域インフラとして位置付け、維持・発展させていくのか、その方向性を明確にしていく必要があると考えます。

以上を踏まえ、質問いたします。

1点目の質問です。これまで世羅町が「せらケーブルねっと」を整備・運営してきた成果と役割について、どのように評価しているのか所感をお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 福永議員のせらケーブルネットの現状と今後についてのご質問にお答えしていきたいと思います。まず、アナログの世界がですね、過去、私もずっと経験してきましたが、テレビ一つとっても、難視聴地域ではかなり苦労がありました。家の屋根の上にアンテナを付けても入らない。山の上に建てた家がたくさんありました。中には共同受信をされて、地域でしっかりそういった取組みをされておりました。そんな中にですね、デジタルという世界に入りまして、それぞれテレビ難視聴地域ありましたから、全世帯へですね、そういうケーブルテレビを引くということがすぐできて本当感激したと思います。私も実際テレビ入らないところの受信でしたから、こんなにたくさん情報が入ってくるのか、特に過去は衛星放送もパラボラをつけて受信して契約をして取っていたものが自分の思うようにいろんな番組を契約できて見れるようになったというのはすごくありがたいし、画期的だなと思っておりました。

「せらケーブルねっと」を整備・運営してきた成果と役割について、どのように評価しているのかということでございます。議員ご指摘のとおり、地上デジタル放送への移行に伴う難視聴対策、また町内の通信格差解消の一環で始まったことでございます。

さらに、超高速・大容量通信を可能といたしますインターネット環境への充足整備を行うため、令和3年度におきましては、全区間光ファイバ化の再整備を行ったところでございます。

こうした取組みによって、良好な状態でテレビ放送を視聴できる環境を提供できたほか、世羅町の自主放送といたしまして、行政情報や議会の生中継、火災や災害発生時における情報発信、お悔やみといった地域に密着した情報の発信を行うことが可能となりまして、自宅に居ながら多くの動画情報を受取っていただくことが実現できております。

今後におきましても、世羅町における情報通信及び情報提供の重要な基盤と

して、適切な維持・運営に努めてまいりたいと考えております。

これまでも各それぞれ議員のほうからですね、もっと番組をしっかりといろいろなものに動画配信を増やしたらどうかとか、情報を増やしたらどうかとか、いろんなご意見もいただいております。いろいろ中でも研究をさせていただいておりますけれども、またいろいろご示唆いただく中で研究を重ねていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○6番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 令和3年度に全区間光ファイバ化という素晴らしいインフラ再整備を行っていただいたからこそ、現在の安定した視聴環境があることは大変高く評価いたしております。しかし、町長が自宅にしながら動画情報を受取れるとおっしゃった点について、現在の町民、特に現役世代や若者層のライフスタイルは、テレビ前からスマートフォンの画面へと移行しています。どれだけ素晴らしい自主放送を行っても、テレビのリモコンを押さなければ届かないのが現状です。令和3年度に整備したこの強力な光ファイバ網、ハードウェアという資産を生かし、今後は自主放送コンテンツ、ソフトウェアをスマホやタブレットでも視聴できる。インターネット同時配信や見逃し配信、あるいは公式YouTubeチャンネルとの連携といった、時代に即した情報発信の多角化、DX化に踏み出していく必要性を強く感じております。また、適切な維持運営に努めるとの前向きなご答弁をいただきました。しかし、持続可能性の観点から一步踏み込んで伺います。サービス開始から約20年、そして令和3年度の再整備を経て、今後も設備の更新費用や維持管理コストは定期的に発生します。一方で、町内の人口減少、高齢化による世帯数の減少、さらには民間事業者の高速通信サービスへ乗り換えることによるせらかーブルネット、特にインターネットサービスのほうですね、からの解約リスクなど、経営環境は厳しさを増していくことが予想されます。

町長が言われる適切な維持運営を今後10年、20年と続けていくために、現在の加入状況や加入率の推移をどのように分析し、今後の財政負担や、進むべき方向性をどう描いていくのか、この点について伺ってまいります。

2点目の質問です。現在のせらかーブルネットの契約状況について伺います。

契約世帯数および町内総世帯数に対する加入率を、テレビのみインターネットのみテレビ+インターネットの契約区分ごとにお示してください。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 2点目の現在の「せらケーブルねっと」の契約状況についてお答えいたします。

令和8年3月末時点での加入率につきましては、テレビのみが25.55パーセントで契約数1713件、インターネットのみが15.35パーセントで1029件、テレビ+インターネットが39.41パーセントで2642件の契約数でございます。

加入率につきましては、合計80.31パーセントで契約数は5384件でございます。

○6番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） ただいま課長から詳細なデータをお示しいただきました。合計加入率が80.31%と8割の世帯が何らかの形でせらケーブルネットを利用しているという事実は、本事業が長年にわたり町民の生活を支えてきた証であり、大変心強く感じます。しかし、データから別の側面も見えてきます。テレビを契約している世帯は、テレビのみとテレビ+インターネットセット契約、こちらを合わせて64.96%になります。つまり町内の約35%、3世帯に1世帯は、世羅町の自主放送や行政情報、災害時の文字放送をテレビで見えていない、あるいは見られない状態であるということです。特にインターネットのみの契約、15.35%、1029件の世帯は、回線インフラとしてはつながっていても、町の行政情報発信からはこぼれ落ちている可能性があります。このテレビを見ていない35%の町民に対して、せらケーブルネットが制作する貴重な地域情報や行政情報をどのように届けていくべきと考えているのか。テレビという枠組みを超えた情報発信のあり方について町の見解を伺います。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。インターネットのみの契約をされている方に対して、このケーブルテレビの動画コンテンツについてはその情

報についてどのように発信していくのかについてお答えいたします。

ケーブルテレビで制作し、放送している動画コンテンツについては、2次利用の制限をしております。これは、動画のY o u T u b e等の利用、2次利用の制限を行っている理由としましては、取材の際、2次利用までの許諾を取っていないというのが大きな理由でございます。Y o u T u b eやS N S等への掲載、投稿については、動画の悪用や切り取り動画の流用等のリスクもございます。取材を受ける際に拒否感を持たれる可能性もあることから、現時点におきましては、2次利用の制限を行っているところでございます。希望があれば団体等に対し、D V D等での動画の提供は行っておりますが、その際にもS N S等への掲載は禁止をしている状況でございます。ですので、ケーブルテレビの動画コンテンツについては、ケーブルテレビを見る以外の方法はございませんが、町の施策や町の情報については、毎月発行しております広報せらへの掲載やホームページ、L I N E、無線放送を使って周知に努めているところでございます。以上でございます。

○6番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 2次利用の制限があるということを理解いたしました。しかし動画コンテンツというのは、何と言いますか、情報という面を見た場合、有用な情報や今後世羅町が行ってきた記録として残るべき部分も多分に含まれていると思われますので、この点の制度上の改正というものをお願いしたいと思います。2次利用の制限という一面を持って貴重な動画コンテンツが再利用できないというのは、大変もったいない世羅町としても損失があると思いますのでその点、改善を希望したいと思います。

令和8年3月末時点での加入率80.31%という数字をいただいております。ここで追加で確認したいのは、最も料金が高い契約形態のテレビ＋インターネット、このセット契約の推移です。このセット契約をされる方は、世羅町の元々の住民、もしくは移住・定住など、世羅町に長く住むことを目的とした契約形態と考えます。

3点目の質問です。テレビ＋インターネット契約世帯数について、サービス開始から現在までの推移を伺います。特に、開設初期、地デジ移行時、コロナ禍以

降、現在など社会状況の変化に伴う利用傾向について分析があれば、併せて伺います。また増加要因、減少要因、年齢層別傾向、解約理由などを把握しているのか、お伺いいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 3点目の「せらケーブルねっと」のテレビ及びインターネット契約世帯数の現在までの推移についてお答えします。

開設初期である平成 22 年 2 月におけるテレビ及びインターネット加入数は、1493 件でございます。

地上アナログ放送が終了した後の平成 24 年 2 月時点では 1766 件でございます。平成 24 年以降、毎年増加を続け、コロナ禍直前の令和 2 年 2 月末は 2308 件、インターネットの高速化を全町で完了しました令和 5 年 3 月においては 2587 件、令和 8 年 3 月末の最新値では 2642 件でございます。

テレビ及びインターネットの加入者数は一貫して増加しており、増加要因といたしましては、インターネットを利用される家庭が増えたこと、光ファイバの整備により、高速プランを提供できる基盤の整備ができたことによるものと考えております。契約者の年齢情報については保有しておらず、年齢層別の傾向分析等を行っておりません。なお、解約理由の大きなものとしていたしましては、居住者の転出または不在によるものでございます。

○6 番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6 番 福永貴弘議員。

○6 番（福永貴弘） 開設初期からの貴重なデータをお示しいただきました。確かに、平成 22 年の 1493 件から令和 8 年の 2642 件まで、数字の上では一貫して増加してきた歩みは理解いたしました。しかしその増え方の中身を詳細に見ると決して楽観視できる状況ではないと考えます。

地デジ移行期や令和 3 年度の光ファイバ再整備直後までは、年間平均で約数十件から 100 件以上のペースで順調に伸びていましたが、直近の令和 5 年から令和 8 年までの 3 年間を見ると、わずか 55 件、年平均に直すとわずか 18 件の増加にとどまっており、明らかに頭打ちの局面、あるいは減少への転換期を迎えています。

令和３年度に巨額の投資をして光ファイバ網を再整備したにもかかわらず、この３年間で伸びが急減速している要因を、町はどのように分析しているのでしょうか。世羅町の人口減少、世帯数減少が今後さらに加速していく中で、このセット契約数がまもなく減少に転じるという危機感及びそこへの備えについて町の見解を伺います。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、人口減少、高齢化を要因とします。加入者数の頭打ちというふうに捉えており、今後は、議員もおっしゃいますとおり、人口減少、高齢化が進む中で、減少するものと見込んでおります。減少傾向は止められないと考えておりますが、引き続き動画コンテンツの充実等により、加入者の維持に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○６番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） ６番 福永貴弘議員。

○６番（福永貴弘） 是非ともコンテンツの充実等で、遅れないように努力していただきたいと願っております。先ほどの答弁で、年齢層別の傾向分析は行っていないとのことですが、民間企業であれば、顧客データの分析なしに生き残ることは不可能な時代を迎えております。特にこれから世羅町の未来を担う若年層や、移住世帯がせらケーブルネットをどのように評価し選択しているのか、あるいは選択から外しているのかを把握することは、持続可能な経営のために不可欠です。データがないのであれば、現場の声に耳を傾けるしかありません。

そこで、まさに今、現場から上がっている若者や移住を検討する方たちのリアルな声を踏まえ、次の質問に移ります。４点目の質問です。現在せらケーブルネットの加入時には、加入料及び標準工事費として、５万５０００円税込が必要となっています。特にＩターン、Ｕターンによる移住者や若者世帯からは、初期費用負担が大きいとの声が聞かれます。町として、こうした利用者意見を把握しているのか、加入障壁になっているとの認識はあるか。移住定住施策との整合性をどう考えるかを伺います。また、初期費用軽減、分割制度、移住者向け支援、キャンペーン制度など、世羅町として加入促進策についての検討の考えがあるか、併

せて伺います。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 4点目の「せらケーブルねっと」加入費用及び加入促進策について、お答えいたします。

現在、「せらケーブルねっと」をご利用いただくためには、加入料として55000円が必要であり、この費用には標準的に必要となる宅内工事費を含んでおります。

この加入料について、移住された方や移住を希望される方から、費用負担が大きいとのご意見をいただくことはございます。

移住相談の際に、「せらケーブルねっと」に限らず、生活に必要と想定される費用につきましては、町から情報提供を行っておりますので、「せらケーブルねっと」への大きな加入障壁であるとは捉えてはいないところでございます。

また、町では、移住定住施策とは、移住を検討される方に広く必要な支援・施策と考えておりますが、「せらケーブルねっと」の加入につきましては、移住者に限定されているものではないこと、また、お住まいの地域や利用方法などにより必ずしも必要とされる方ばかりではないことから、移住定住施策とは捉えておらず、整合性に問題はないと考えております。

加入促進策につきましては、現在のところ、検討していない状況でございます。

○6番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） ただいまの答弁の中で、移住者の方々から実際に費用負担が大きいという意見をいただいたことはあると認められました。しかし一方でそれが大きな加入障壁とは捉えておらず、移住定住施策とも考えていないという点については、現代の移住定住の実態と少し乖離があるのではないかと感じております。そこで資料1を表示してください。

こちらの資料はケーブルテレビの費用一覧、広島県に存在するケーブルテレビの事業者の一覧になります。

事業者名、せらケーブルネット、MCATさんのほうへ委託はしておりますね。株式会社MCATさん、こちらは三原地域。神石高原町の輝きネットさん、こち

らは昨年度、ちゅピCOMさん、これ中国新聞関係会社ですね、のほうに委託をされております。東広島ケーブルメディア、三次ケーブルビジョン、たけはらケーブルネット、井原放送とこれだけのケーブルネット事業者が県内にあります。最初、初期費用の部分ですね、こちら先ほど来から出ている世羅町 5 万 5000 円でMCAT 3 万 3000 円以上となる。ここでちょっと注意して見ていただきたいのが、初期費用というのはですね、加入金と標準工事費、こちらを合わせた金額という形になっております。

こうやって見ますとですね、まず初期費用に関して言いますと世羅町、かなり検討されているのが見受けることができます。株式会社ちゅピCOMさんに関しましては、2 年間の継続利用で標準工事費が無料になるというサービスをしておるのですが、実質無料なんですね初期費用、加入時の手続き料の 3300 円がかかるだけという形にはなっておりますが、こちら先ほど申し上げたように2 年間の継続利用というのがテレビとインターネットと電話加入というのが条件になっております。こちらの表でも示しておりますテレビ月額料金、これインターネットも月額料金、100Mbps で大体合わせた金額です。標準プランというのが基本テレビ、インターネットプラスした金額という形になっております。

この資料 1 をご覧いただくとわかるとおり世羅町の 5 万 5000 円という初期費用は、加入金と標準工事費が全て込みとなっており、たとえば近隣の三次ケーブルビジョンの総額 6 万 9300 円などと比較しても、決して高いものではありません。さらに特筆すべきは、テレビとネットを合わせた標準プランの月額料金です。標準プランはテレビプラスインターネットで算出しております。世羅町は 5060 円となっており、他地域の 7000 円台や 8000 円台と比較して、広島県内でも比較的安く、長く住むほど町民の皆様の家計を助ける極めて優秀な料金設定となっています。この素晴らしいせらケーブルネットのメリットや強みは、もっと多くの町民や移住検討者の方々に広く知っていただくべきと考えます。しかし問題は、見せ方と最初のハードルです。移住して来られる方々、特に若い世代やU、I ターンの方々は、引っ越しや家具の購入などで初期に多額の出費が重なります。他社のように、初期費用を実質ゼロや分割払いという選択肢がないため、いくら月額が安くても、最初に 5 万 5000 円を一括で支払わなければならない点が、心理的な負担、一時的な壁になっているのが実態ではないでしょうか。

課長は必ずしもインターネットが必要な方ばかりではないとおっしゃいましたが、現代において、地域で新しく仕事を始めようとする移住者にとって、高速インターネットは生活に絶対に不可欠なライフラインになっています。ネット環境がない家には、そもそも移住してもらえません。これは家を探す若者にとって水道が通っていないと言われるのに等しい大問題です。だからこそ伺います。せらケーブルネットという事業単体での割引が難しいのであれば、たとえば移住定住施策として、せらケーブルネットへの加入を条件に、初期費用の5万5000円の半額、あるいは全額を国・県の交付金等も財源にしながら、補助するような、移住者向け優遇措置を検討する余地はないでしょうか。長期的に見れば、移住者が増えて、この月額料金を払い続けてくれば、町の人口も増え、せらケーブルネットの運営基盤も安定します。町全体の人口を増やすための呼び水として、こうした施策の連携について、前向きなご検討をいただけないか、改めて見解を伺います。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。現在、世羅町におきましては、移住定住施策の柱となる支援策としましては、移住者等住宅支援事業という形で、新しく世羅町に新築を建てられる方、または世羅町空き家バンクを利用して空き家を購入される方に対する一部補助金という形で支援をしております。これは、移住者の方が、まずは住まいを取得するためにかかる費用の一部を町として補助をするというものでございまして、金額的にも、県内の他市町に比べても、かなり有益な優遇された支援策と思っております。こういった移住定住施策としては、現在空き家バンク制度を中心に、移住者等住宅支援事業といった形の補助支援をしているところでございます。先ほど議員から、移住定住施策の一環として、このケーブルテレビへの加入の促進に関する何か支援ができないかというご質問をいただきました。先ほどの答弁にもございましたが、初期費用の軽減や、移住者向け支援、キャンペーン制度といった形のものはいずれも、今まで加入した方との不公平感が生じる恐れもあると考えていることから、現在のところは町として考えてはいないところでございます。また、現在既に世羅町にお住まいで、光回線が必要な地域にお住まいの方については、全て既にほとんどの

方にご加入いただいていると推察されるため、先ほど来議員がおっしゃってくださいますように、加入促進策を打ったときに、移住者に限定した、主に移住して来られる方に限定した加入促進策になるのではないかと思ったときに、この加入促進策としては効果は限定的であるのではないかと考えるところでございます。しかしながら、議員に言っていただきましたように、今後も、この加入者数を維持していくためには、加入者増加というところは考えていかなければならないところでございますので、今後も常に状況を見ながら、加入者を増やすため、また維持していくためにどういった施策が必要であるかというのは引き続き検証を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○6番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） ご回答のほう、理解いたしました。分割等といったようなやり方も可能だとは思いますので引き続き研究等を行っていただきたいと願っております。

それでは5点目の質問に入ります。今後のせらケーブルねっとの将来像について伺います。人口減少やメディア環境の変化、新たな高速インターネット通信サービス、こちらのほうはスターリンクなど、衛星通信を利用した、電波が届きにくい地域でもしっかり高速通信ができるような新たなサービスが進んでおります。

テレビ事業、インターネット事業、世羅町自主放送、防災情報インフラを今後どのように維持・発展させていくお考えか、中長期的な戦略やビジョンについて伺います。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 5点目の「せらケーブルねっと」の将来像についてお答えします。

議員ご指摘の「スターリンク」につきましては、衛星を経由したデータ送受信であり、通信線路の敷設が不要な通信回線です。しかし、現在では外資系の運営が主であり、通信コストも高額であると聞き及んでおります。有線通信に変わる通信環境の核となるのは、まだまだ時間を要するのではないかと認識している

ところでございます。

安定した通信環境を提供するためには、現在のケーブルテレビ施設を利用したインターネット環境の提供が現段階では最も有効と考えております。適切な施設の維持管理に努めてまいります。自主放送の内容の充実や、防災情報については、関係機関等と連携しつつ、適宜的確な発信を行ってまいりたいと考えております。

○6番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） スターリンク等の次世代通信に対する見解、そして現在の有線施設を利用したインターネット環境が最も有効であり、維持管理に努めるという方針は理解いたしました。しかし私が将来像として真に危惧しているのは、ハードウェアとしての通信回線の話だけではありません。その強固なインフラを使って、町民に届けるサービスの中身、つまり情報発信のあり方が時代の変化から完全に手遅れになっているのではないかという危機感です。

モニターに資料2を表示してください。

こちらの資料は、広島県先ほどと同じケーブルテレビの事業者が、その放送に関する専用のホームページを持ったり、Y o u T u b e チャンネルで放送内容をY o u T u b eで見られるように整備していたり、インスタグラム、F a c e b o o k、X等で、放送内容や地域の情報を発信しているか、いないかの表になります。

課長は自主放送の充実や、防災情報を適宜的確に発信していくとおっしゃいましたが、しかしこの資料2の内容をご覧くださいますと、これが我が町のせらケーブルネットが置かれている厳しい現実になります。他地域の事業者や自治体メディアは、専用ホームページを持つことはもはや当たり前で、Y o u T u b e、インスタグラム、F a c e b o o k、Xといった多様なデジタルツールを活用し、テレビの前にはいない町民、あるいはスマートフォン中心で生活する若い世代や他地域の方々に対しても、ケーブルネットの存在をアピールし、地域の情報を紹介し、防災情報も発信可能な状況を構築しています。翻って我が町のせらケーブルネットはいかがでしょうか。見事なまでに全てのデジタル発信ツールが×（バツ）の状態に置かれております。令和3年度に全区間光ファイバ化という

素晴らしい投資を行ったにもかかわらず、その上で、流す情報発信の多角化、D X化においては、他地域と比較しても大幅に遅れていると言わざるを得ませんが、この客観的な事実について、町はどのように認識されているのでしょうか、伺います。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。議員おっしゃられますように、せらケーブルねっとの専用ホームページを初め、Y o u T u b e チャンネルやその他 S N S 等でのせらケーブルねっとの情報発信というのは、現時点では行っていない状況でございます。世羅町におきましては、世羅町のホームページの中にせらケーブルねっに関するページを設けておりますほか、株式会社M C A T 様が運営されているホームページの中にも、世羅町に係る掲載もございます。また他市町におきましては、民間事業者様が運営されるケーブルテレビ事業者におかれては、会社紹介と合わせ、ホームページやS N S の開設をされているものと認識をしているところでございます。しかし、議員もおっしゃいますように、もう少し世羅町のこのケーブルテレビについてしっかりと情報発信を行っていくというのは一つの課題と捉えておりまして、今後は、たとえば株式会社M C A T 様のホームページに世羅町に係る掲載もしていただけないかどうかといったようなところも今後検討して、相談をしてみたい、そのように考えているところでございます。

○6 番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6 番 福永貴弘議員。

○6 番（福永貴弘） まずは前段階として、今回答いただきましたM C A T 様とのご協力の上で、専用ページ、情報発信、まずは始めていただければと思います。テレビのリモコンを押さなければ町の情報に触れられないという旧来の仕組みのままでは、テレビを持たない若年層や移住者はもちろん、いずれ高齢層の町民の方々も、Y o u T u b e や民間動画配信サービスに流れてしまい、せらケーブルねっとは地域インフラとしての役割を失いかねません。だからこそ、今後の維持発展に向けて、次の3つの攻めの経営戦略へ踏み出すべきと考えまして、提言させていただきます。

第1の戦略は、先ほどから申しているような情報発信のDX化とスマホ対応です。他地域のように、Y o u T u b eやS N Sを活用し、自主放送や行政情報、災害時の文字情報をスマートフォンでも手軽に視聴確認できる仕組みを早急に構築すること。特に急を要するのは、専用ホームページを作ることです。現状テレビ以外で番組表すら確認することができません。また視聴者からの貴重な意見、要望を受けるオンライン上の窓口も必要です。厳しいご意見も時にはあろうかと存じますが、今後のせらケーブルねっとの発展につながるような貴重な示唆を頂戴できる窓口になります。民間は当たり前に行っていることでございます。S N Sを活用して自主放送内容などをアピールすることは、世羅町外の方々に、世羅町の取り組みや住民の活躍、世羅町の元気を知ってもらう絶好の機会となります。世羅町を離れた元住民の方々が、再び世羅町に帰ってくるきっかけの一つになる可能性も秘めております。

第2の戦略は、地域密着コンテンツのエンタメ化です。世羅町の豊かな自然、農業、イベント、そして何より頑張っている町民の姿にスポットを当てた自主放送の強みを生かした、誰もがわくわくしてチャンネルを合わせたくなるような魅力的なコンテンツへ進化させることです。この点に関しては現在もせらケーブルねっとに関わるスタッフの皆さんや担当課の方々の努力で、地域のイベント、催し、健康体操、料理、町政の情報配信など、楽しく視聴させていただいております。最近では、他県で放送されたケーブルテレビの番組も放送されており、自主放送の持つ固さが幾分和らいだ印象も受けております。しかし、文字放送の時間は未だに多く、まだまだ改善の余地があると期待を寄せております。他市町の放送内容を確認しますと、過去の放送内容を住民からリクエストを募集して、再放送したり、町ブラ番組、これは町長の定期報告、これは同僚議員が、前々回の一般質問でも提言しておりました。私も期待したいと本当に思います。あとはニュース番組風の町からのお知らせ、住民参加型のトーク番組、また地元劇団員の方等にご協力をいただいて、行政サービスを演劇ふうによりわかりやすく放送するなど、バラエティーに富んだ内容の放送が見受けられます。もちろん番組内容に関しては、これまでも担当課のほうで再三検討はなされてきたと思いますが、他の市町はもう少し自由な形で情報発信が実現できています。なぜ世羅町ではそのような番組が制作できないのか疑問に思います。

エンターテインメント性においては、サブスクリプションサービスのAmazonプライムやNetflixなどのせらケーブルねっとと同等の月額料金で巨大なコンテンツを楽しむことができます。そのような企業サービスには到底太刀打ちできません。しかし、地域密着の一点において、唯一無二のコンテンツを作ることができます。

第3の戦略は、民間広告の導入による自立型財源の確保です。これら新しい取り組みやインフラの維持管理にかかるコストを全て町の税金に依存するのではなく、番組内や文字放送の枠、あるいは今後開設すべきホームページ等に地元企業のCMやバナー広告を積極的に誘致し、自ら運営資金を稼ぎ出すビジネス視点を導入することです。広報せらや世羅町ホームページで広告の募集掲載ができていのに、なぜせらケーブルねっとでは行っていないのか、以前から疑問です。町内の3件に2件が視聴可能なせらケーブルねっと上で広告を打つことは、地元企業の活性化に大いに貢献することが期待できます。

世羅町民に自社の事業内容をアピールすることができ、また新たな雇用を生むきっかけにもつながります。引いては、町の財源確保につながるはずです。以上3つの攻めの経営戦略であります。守りの維持管理だけで現状維持を続けるのか、それともDX化、エンタメ化、民間広告の導入によって地域に選ばれ、時代に選ばれる持続可能な地域メディアと脱皮をするのか、せらケーブルねっとの次なる20年を見据えた中長期的なビジョンについて、町の前向きな決意を伺います。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） ただいま議員から3つのご提案をいただいたところでございます。まず1点目の情報発信の多角化、SNS等を使った、広く町外にも情報発信していくべきだということにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、世羅町の現在世羅町ホームページ内にあるせらケーブルねっとのページ、もしくは株式会社MCAT様のホームページへの掲載等をしていく中で、議員もご指摘いただきました番組表の掲載であったり、また番組の紹介の1ページを切り取った画像とともに、こういった番組をいついつ放送するよといったような見たくなるような発信ということを検討していきたいというふう

に、今お話を聞きながら考えたところでございます。

2点目の地域密着のエンタメ化、そういった動画コンテンツの作成をしてはどうかという点についてでございます。現在も世羅町におきましては、議員もご指摘いただきましたように、少しでも文字放送の時間を少なくしたいということで、今までも予算の範囲内でできることを模索しながら、動画コンテンツの充実に努めてきたところでございます。

近年で申し上げますと、議員も触れていただきましたが、たとえばぐるぐる中四国という名称なんですけど、これは中四国のケーブル連盟で作成する動画で、中四国地域のグルメや観光を紹介する番組の放送をしたり、また今年度に入りまして、健康お役立ち情報ということで、毎月の広報誌の記事と連動する形を取って、その月の原稿を担当された公立世羅中央病院の医師の先生に実際にご出演いただいて、その専門分野のお話、広報誌の記事と連動した内容をお話いただくというコーナーでございますが、この番組については、大変好評でございまして、問い合わせもいただくほど人気のコーナーでございます。

こういった形でいろいろな新しい動画、新しいコーナーも模索しながら取り組んでいるところでございますが、議員もおっしゃっていただきましたように、より地域に密着した、そういった地域のイベント等の取材だけにとどまらず、見せ方というところもどうしたらいろいろ見ていただけるのかというところも、せらケーブルねっとさんとしっかりと意見交換をしながら、企画課としても、少しでも新しいものを見てもらえるようなものを作っていければというふうに考えているところでございます。

3点目の民間広告の導入についてでございます。このいわゆる民間企業様の広告につきましては、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、広報誌やホームページ、公用車を使った広告掲載については、世羅町広告掲載手続き等に関する要綱に基づき審査会を経たものについて、広告掲載をしているところでございます。ケーブルテレビでのCM等のそういったケーブルテレビを使った広報については、今まで何度か検討してきた経緯はあるというふうに私も聞き及んでおります。実現には至っていないところでございまして、財源確保に資するというメリットがある一方で、一定の広告料をもらうとはいえ、多額の公費を投入した設備を使って運用しているこのケーブルテレビという媒体を使った

民間企業様の広告が、果たして、公共性、公平性の面、そういったところを担保できるのかというところ、またするのであればCM料金はいくらが適切なのかといったところ、また需要が本当にあるのかといったようなところ、そういった諸課題を前に実現できていないというのが現状でございます。今後も実現可能かどうかも含めて、研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

○6番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） せらケーブルねっとが単なるテレビの受信対策にとどまらず、スマホを通じて世羅町の魅力を、町内外へ力強く発信し、災害時には1人の逃げ遅れも出さない強靱な防災ネットワークとなり、そして地域の笑顔をつなぐメディアとますます進化することを私は強く強く要望しまして、私の一般質問とさせていただきます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） せらケーブルネットに関してのいろんなご提案をいただいたところでございます。

私も町内のいろんな情報、町民の方にも見ていただきたいと思いますし、世羅の状況も多く、県、町外の方にもですね、PRができる材料として進めてはいきたいと思うんですけども、なんせ今、デジタル化という部分で、緒に就いたばかりというところ、またこれを全てYouTube、インスタ、SNS等を活用するといくらのかかるのか、こういったところもやはり研究はしなくちゃいけないと思います。全てが全て全部できるとはちょっと厳しい面もありますが、先ほど来言いましたように、映っていただく、いわゆるその方の了解を得る部分とのリンクをしっかりとですね、持っていないと、これまでケーブルテレビもそこら辺を配慮してやっていたという状況はあるんですけども、民間のテレビ会社みたいに多くの広告料いただきながらできるような人力的体制もなかなか取りにくいところあります。MCATさんのほうでですね、いろいろ試行錯誤していただいておりますけれども、まだまだ望みたいところはいっぱいあるわけなので、議員がおっしゃられたようなこともですね、いろいろ提案いただいたことを少しでも実現できるようにはいろいろと取組んでいきたいと思ってま

す。

今、そうですね、テレビを買わないというような世帯もいるということ。ほとんどがスマホですね、一時はですね、子どもたちが将来何になりたいかというのがY o u T u b e r だったんですよね。今ちょっと変わったようでございますけれども、やはりY o u T u b e で見たよとかいうようなことがですね、世の中でもかなり蔓延してますし、私たまたまインスタをですね、こないだちょっと登録したんですよね。自治センターのほうのインスタが上がってくるというんで、これは是非とも登録しようと思ったら、なんとフォロワーがいっぱいどんどん来るんですね、あれ。フォローバックしなくちゃいけないですね。私何も投稿してないんで、かえって迷惑かけるような気もするんですが、できるだけ投稿できるような、もうF a c e b o o k もほぼ出してないですし、T w i t t e r も見るばかりで、やはり今の時代についていけなくちゃいけないなと思っています。世羅町もですね、発信の一つのアイテムとしていろいろ活用していきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（高橋公時） 以上で6番 福永貴弘議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は14時10分いたします。

~~~~~

休 憩 13時56分

再 開 14時10分

~~~~~

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に 道路縁石付近の土砂撤去提案に対する検討状況は 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 議長。

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告に則り質問をさせていただきます。

質問1 道路縁石付近の土砂撤去提案に対する検討状況は。質問の要旨です。令和7年3月の一般質問において、道路雑草問題の根本的解決策の一つとして

縁石部に堆積した土砂の撤去を提案いたしました。縁石周辺に堆積した土砂は雑草繁茂の大きな要因であり、これを除去することは、単なる一時的な草刈りではなく、雑草の発生自体を抑制する上で有効な対策であると考えております。

実際、5月頃から雑草は急速に伸び始め、6月から7月には50センチ以上に達する箇所も多く見受けられ、道路景観を著しく損ねるだけでなく、通行の安全性や地域環境への影響も懸念されます。しかしながら、現在の状況を見る限り、縁石土砂撤去を含めた抜本的対策が十分に進んでいるとは感じられません。そこで伺いいたします。

(1) 縁石土砂撤去について、効果が限定的であるとの判断から積極的に取り組む必要はないとお考えなのか、それとも別の、より効果的な対策を検討されているのか、提言に対する現時点でのお考えをお聞かせください。

○議長（高橋公時） 物品の持込みについてこれを許可しております。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 向谷議員の道路縁石付近の土砂撤去提案に対する検討状況についてのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず議員、最初質問の要旨の中でおっしゃいましたように、梅雨に入って雨も降る中で結構な道路のほとりに草が繁茂する状況が見えてまいりました。私も普段通勤しているところ、気になる場所もありまして、なかなか刈り手がないのかなと、刈っていただくところがないのかなという場所もたくさんあります。私も刈ろうかなと思ったらもう既にどなたかが刈ってくださっていたので、良かったなと思うんですけれども、なかなか地域においてですね、先般も環境整備活動という形でやっていただいている場所もあります。大変ご苦労かけていただいたところもあればですね、アダプト制度を活用される場所もございます。そんな中で、この土砂撤去というのはかなり根本的解決ができてないのではないかなというようなご意見をいただいたところでございます。

歩道と車道を分離します歩車道境界ブロックのところや、車道の端で路面排水を誘導するアスカーブ等の縁石付近に土砂が堆積し、そこに雑草が繁茂する状況というのがあるわけでございます。この対応につきましては、議員のご指摘を踏まえるなかで、交通量の多い幹線町道から縁石付近へ堆積した土砂の撤去

を行っているところでございます。

また、広島県が管理いたします国道・県道についても、広島県へ縁石付近の土砂撤去の要望をしてございます。令和7年度 of 取組状況といたしましては、中国実業団駅伝のコースとなります国道432号主要地方道世羅甲田線、町道三原中島線について、県と合同でコース上の土砂堆積状況を確認し、各道路管理者による縁石付近の土砂撤去を実施したところでございます。

また、令和8年度におきましても、幹線道路でございます町道世羅中央線、町道安田賀茂線の縁石付近の土砂撤去を路線委託業務により適宜実施する予定としてございます。先般も私も出張に行く途中にですね、青山付近で土砂撤去を重機によってやっていただいております。今後においてもですね、国道・県道についても引き続き県へ要望させていただきたいと思っているところでございます。よろしくお願いします。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） まず町道についてお伺いしたいとは思いますが、その前に持ち込み資料がありますので、それを出していただけますか。

これはたまたま町道ではなくて県道であります。西地区のほうの役場に近い場所の道路であります。次の写真をお願いします。この写真、実はですね、この写真と今の写真は、50m程度しか離れておりません。場所的には。ですが、こちらは比較的土砂がない。それでこういう状況です。これ誰も何もしてないんですよ。たまたまここにはない、なかった状況でこうなっています。先ほどののはこれと50mぐらい先のところであれだけ草が生えている。戻せますか。これだけ違うということです。要するにそれだけ、これ土砂がそこへ溜まっているのがわかりますよね。その土砂に対して草が生えてます。土砂がなかったら草は生えてないんですよ。これが現実です。後でも話が出ますが、昔は路面清掃と言って、皆さんご存知ですかね、トラックにブラシが付いたもので、この縁石をずっと土砂を取っていく機械があったんですよ。そういうのをずっとされていて、土砂が比較的溜まりにくいという状況があって、ずいぶん昔、ずいぶん昔というか、昔のことを考えていただいて、今ほど草が生えていたという記憶がございしますか。ないと思うんですよ。昔ここまでの草はなかったんですよ。だけど、今現在はず

っとこういう状況になっている。原因は何かというと、土砂が溜まっているということで、それを撤去してないからこういう状況になっていると。そういったことをちょっと写真を見ていただいて、ご理解をいただきたいと。

それでは質問に入らせてもらいます。町道は既に実施されているというふうな、今ご答弁をいただきましたが、令和7年度の距離実績を教えてくださいと思います。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは令和7年度の縁石付近の土砂撤去の施工実績についてお答えいたします。先ほどの町長の答弁にもございました町道三原中島線におきましては、延長2600m全線にわたって実施をしております。またそれから黒川地区の前山家線、前山家支線におきまして、土砂の撤去をしております。三原中島線につきましては2600m、それから前山家線につきましては800m、前山家支線につきましては500m実施したところでございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） これに関してはどの程度の時間がかかったかっていうのはわかりますか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えいたします。この土砂撤去につきましては、二つの場所に分かれておりまして、三原中島線につきましては3日程度かかっております。これは作業員3名体制での人力、機械を併せた作業でございます。もう一つの前山家線、前山家支線につきましても、同様の班編成で3日程度かかっている状況でございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） これ2路線やっただいてはいますけど、今後、今3日ということでしたけど、広げていくという、もっと3日以上というか、もっと距離もどんどんどんどん広げていきたいというような考えはお持ちでしょうか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えいたします。町道の縁石土砂の撤去につきましては、今年度におきましては昨年度も申し述べましたように世羅中央線、安田賀茂線の2路線でございまして、こちらは延長がかなり長い路線でございまして、全ての範囲をとということにはなりませんけども、本年度やったものよりかいくらかはですね、拡充して土砂の撤去を行ってまいりたいというふうに考えております。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 土砂撤去された後の状況をお伺いしてもよろしいですか。その後の経過というか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） この3路線全てについて確認はできておりませんが、三原中島線については今のところ溜まって、ほとんど溜まっていない状況というふうに考えております。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） それを何月頃されて、今現状、ほとんど土砂が溜まってない。草の状況はどうでしょうか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えいたします。昨年度の実施時期につきましては、正確ではございませんが、実業団駅伝の前ということになりますので、秋9月、10月に実施されたものと考えております。

現在の三原中島線の草の状況については確認できておりませんが、土砂を全部取ったからといって全く生えない状況になるとは考えておりません。どうしてもですね、コンクリートの構造物とアスファルトの構造物の隙間でありましたり、舗装のクラックの部分から生えてくる。また秋の落ち葉が溜まってそ

れが腐葉土のような形になって、また草が生えてくるというようなことで、今回撤去したものにつきましては、相当溜まっていた土砂5センチ、10センチ溜まっていた土砂を撤去したものでございます。この後ですね、路面の土砂の状況というのは雨が降るたび、落ち葉が落ちるたびにですね、またですね、少しずつ溜まってまいります。その溜まるたびにまた草が生えてくる状況がございまして、溜まらない状況を保とうと思えば、路面清掃をですね、相当の回数を行う必要があるのではないかというふうに考えております。

しかしながら土砂の堆積が著しいとですね、草の繁茂だけでなく、路面が冠水したりといったことも影響がございまして、著しく溜まっている箇所につきましては継続して土砂の撤去に努めてまいりたいというふうに考えております。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 確かに全く草が生えなくなるということはそれは私も想像はしておりません。ただ何十センチもなるような草であるとか、もう密集地帯とか、そういった草の生え方というのはしなくなるだろうというふうに考えますので、維持管理的には比較のみやすくなるかなというふうに考えております。

一つお聞きしたいんですが、この土砂撤去をするということに対してのデメリットみたいなのがもしありましたら教えてください。デメリットです。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 土砂撤去におけるデメリットでございすけども、多く溜まっている部分につきましては費用が相当かかるということがございます。それから路面清掃車を定期的に走らせるということになってもまたコスト面がございすし、路面清掃車を確保するといったことも課題があるのではないかとこのように認識しております。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 確かにそうだろうと思います。ただ撤去も最初がかなり大変だと思うんですけど、継続的にやることによって、費用負担というのはある程

度軽減されていくのではないかなというふうには思っているんですが、これ今回私が提案しているのは、長期的に見て、いかに草をなくしていくかということの視点でお話をさせていただいてるんですよ。その試算というか、たとえばこれを撤去をやって、たとえばそれによって、草刈りの回数であるとか、草刈り自体が減るというか、あるいは草刈りに対する予算というか、繁茂の状況によっても多少違うと思うんですよ。点々としか生えてないようなところに対する草刈り作業というのがどういうふうな基準でやられているのか、生えているところも生えてないところも全部含めて、「はい、この距離で」っていうふうなやり方をされているのか、それがちょっと私のほうではわかりませんが、要は長期的に見て、まず一旦こういう土砂撤去を行って、次はこういう対策をとってこういうふうにしてやれば、たとえば初年度はこれぐらいかかる。ある一定期間の中で試算した場合ですよ。これをたとえば3年後5年後にはこれぐらいまで削減できるだろうとか、そういう試算みたいなのをされたことはありますか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えいたします。町の道路管理において、これまでに定期的な路面清掃、こういったものを使って清掃したことはございませんので、路面清掃をしたことによってどの程度草が抑制できるかといったことがですね、まだしっかりと確認できておりません。

一方で国道・県道を管理する広島県におきましては、これまでは長年にわたって路面清掃車による清掃を行ってこられました。が、費用的な面から数年もっと前ぐらいからですね、定期的な清掃については止められております。しかしながら、利用者の安全確保、また景観の維持という観点から定期的な除草、草の繁茂を抑制する取組みについて検証を進められておまして、現在この草の繁茂を抑制する取組みであったり、また支障木の対応について計画を策定中であるというふうに伺っております。この計画においては定期的な路面清掃も視野に検討されているというふうに伺っておりますので、費用はかかるものとは思いますが、景観であったり、通行者の安全確保という観点からそういった取組みが進められていくものというふうに考えておるところでございます。

一方町道につきましては、路線数が県道等に比べて非常に多くございますし、

改良、未改良の部分であったりとか、土砂の堆積の状況もそれぞれでございますので、これまでどおりスポット的な対応、こちらのほうをしっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） それでは次に県道についてお伺いします。県道に関しても土砂撤去を実施しているというふうなご答弁でしたが、実績をお伺いしたいと思います。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは県道における令和7年度の土砂撤去の実績について申し上げます。国道432号につきましては660m、それから世羅甲田線につきましては210mの土砂撤去が行われたところでございます。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 県のほうが少し少ない感じがしますね。県の担当者の方も少しお話をさせていただいたことがあるんですが、なかなか予算が今のところはついていないんだというようなご答弁をいただいたところがあります。

県に対して要望を出しているというお話でしたが、どのような内容の要望を出されているのか、お願いできますか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えいたします。土砂の堆積が著しい箇所につきましては、町のほうでパトロールをして確認したところについて写真等を撮り、そういった要望資料を作成して県のほうに要望しているところでございます。

令和7年度につきましては、合計で870mの土砂撤去をいただいたところでございますが、令和8年度の予算については、前年度よりも確保して取組みたいというようなことも伺っているところでございます。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 建設課長。

○ 7 番（向谷伸二） さっきの路面清掃なんか町道をやるというのは基本的には難しいと思うんですよ。県道に関してはそういった路面清掃あたりをしっかりとやっていただいて、綺麗にしていいただきたいなというふうに思っているんですが、委託事業でやられているじゃないですか、今県道に関しては。今の土砂撤去を県に依頼しているのはその委託事業とは別予算で出るんでしょうか。その点を教えてください。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えします。先ほど申し上げました県道の施工実績につきましては県が直接管理している路線でございますので、県のほうから委託されて実施されたものでございます。

○ 7 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○ 7 番（向谷伸二） 町が委託を受けている分の中で土砂を撤去するというようなことはないということなんですか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えします。町が日常の維持管理を受けている路線につきましても、堆積が著しい箇所については、町のほうで実施する必要があると考えております。

○ 7 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○ 7 番（向谷伸二） ではその予算の中で、たとえばその草刈りにかかっている費用の一部を、土砂撤去のほうに当ててという予算の振替えみたいなことはできるんですか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えいたします。広島県から移譲を受けて維持管理をしている経費につきましては、議員おっしゃいました草刈りの他にも、側溝清掃であるとか、倒木の処理であるとか、簡易な舗装の修繕、これら全てを含んだ

ものでございますので、この交付された金額の中でどの部分に使っていたかということは町のほうに任せられておりますので、優先順位を見ながら適宜対応しているところでございます。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時）7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二）もし振り返るとしたらやっぱり予算的には普通の草刈り作業に比べて、この土砂撤去というのは相当な費用がかかるということの理解でよろしいのでしょうか。

○建設課長（福本宏道）議長。

○議長（高橋公時）建設課長。

○建設課長（福本宏道）お答えいたします。単年度で見るとですね、草刈りよりも土砂撤去のほうに費用がかかるものというふうに認識しております。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時）7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二）ではその土砂撤去したことで草刈り費用が減っていくという考えはお持ちでしょうか。

○建設課長（福本宏道）議長。

○議長（高橋公時）建設課長。

○建設課長（福本宏道）お答えいたします。土砂撤去をしたときは草がないものと考えますと、そのときには草刈りの費用が必要ないというふうに考えますけども、それから時間が経過すると、と申しますのは半年なのか1年なのかその後には草刈りが必要になってくるものと考えております。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時）7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二）私の想像ですけど、土砂撤去と今の路面清掃を組み合わせれば、それほど草刈りが必要ではなくなってくるのではないかなというふうな想像なんですけど、その辺で予算を、先ほど試算という言葉を出しましたが、その辺で組み換えていくことで、実際草が生えない状況に徐々に徐々に生えますけど、少ない状態に持っていくことってというのはできるんじゃないかと思うんですけどその辺はどうですか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えします。先ほども申し述べましたが、広島県のほうで今計画を策定されております。この計画というのは国道、県道全てに亘るものと考えておりますので、町が委託を受けている部分につきましてもこの計画に乗ってですね、路面の清掃等もやるようになる可能性もございます。そうなればそれ相応の予算の配分も受けて定期的な清掃ができるものと考えております。まだその詳細についてはまだ明らかになっておりませんので、県の説明を受けてからの対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

また、草刈りにつきましては、草が全く生えてないという区間につきましては、草刈り業務の対象外でございますが、草が少しでも生えている部分につきましてはですね、草刈りの対象ということで、草の量にはですね、あまり影響が積算上ないものですから、草が少しでも生えていれば草刈りが必要になるということでございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） それは行政的考えかもしれませんが、草が少ないのであれば、やっぱり費用は少なくなるべきだと思うんですよ。そういったところを、応用するというか、見積もりでやられるとは思いますが、ちょっとその辺の積算というのは、草の量に応じてやっぱり変化をつけるべきじゃないでしょうか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えします。草刈の数量につきましては、施工する幅、それから延長、これだけが施工条件となっております、こちらは国の基準、広島県の積算基準に基づき見積もりではなくですね、基準書に基づき積算しているものでございますので、ちょっと多い少ないによって積算の量を調整することが難しい状況でございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 少なかったら除草剤でもいいんじゃないですか。いや、極

端なことを言えば、除草剤で対応できるんじゃないんですか。いろんなことをもっとどうやったら経費が節減できるか。決まったものをするんじゃなくて、もっと柔軟に対応を考えてみるっていうのも必要じゃないんでしょうかね。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えいたします。広島県の計画のほうでもですね、除草剤の使用方法についても検討されているようでございますので、こちらの計画が公表となった時点で、それらを拝見する中で、町としても取組みについてしっかりと研究し費用のかからない方法について模索してまいりたいというふうに考えております。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） では次の質問に移ります。今後草刈中心の対処療法的な対応から一步進め雑草が生えにくい道路環境をどのように実現していくお考えなのか。たとえば縁石土砂撤去の定期化、防草対策、維持管理手法の見直しなども含め、具体的な方針について伺いをいたします。先ほどほとんど説明をいただいたので簡単で結構です。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 2点目の「雑草が生えにくい道路環境の実現」についてお答えします。

道路の防草対策といたしましては、道路改良時に、道路の切土法面及び盛土法面への幅1.5mの防草コンクリートを施工しております。維持工事におきましても、路肩法面の施工を伴う場合には、工事に併せての防草コンクリートの施工に努めております。

また、国道・県道につきましては、先ほども申し上げましたが、多く溜まっている土砂の撤去に加え、路面清掃車による定期的な路面清掃につきましても県に対して要望しているところでございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○ 7 番（向谷伸二） 引き続き路面清掃はしっかり要望を強くしていただいて、どうやったら本当に草が生えることが少なくできるか、是非実現していただきたいというふうに思いますので、次の質問に移ります。

令和 7 年 3 月の一般質問において、防草コンクリートについては、今後更なる活用を検討したいとの説明があったと記憶しております。令和 7 年度における施工実績と、その効果についてお伺いいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 3 点目の「令和 7 年度における防草コンクリートの施工実績とその効果」についてお答えします。

令和 7 年度の防草コンクリート施工実績につきましては、道路改良事業により延長 312m、維持工事・路線委託業務におきまして延長 148m の防草コンクリートを実施しております。効果につきましては、防草コンクリートを施工した区間につきましては、車道及び歩道への雑草の繁茂を抑制できることから、歩行者及び車両の安全な通行が確保できたものと考えておるところでございます。

○ 7 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○ 7 番（向谷伸二） 改良工事によって 312m、これは確か改良工事するときには積極的に防草コンクリートはするというふうにおっしゃられたと思いますので、それだと思うんですが、いわゆるその他の維持工事、路線委託業務において 148m ということでしたけど、これは私が多いのか少ないのかっていうのがちょっとよくわからないんですけど、課長としてはこれは距離的にはどうなんでしょう。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えいたします。維持工事等における防草コンクリートにつきましては、法面の修繕を伴う場合のみ行っておりまして、積極的な防草対策、新規箇所については行っていないところが現状でございます。

○ 7 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○ 7 番（向谷伸二） 積極的にやっていきたいというような感じにとっていたので、もう少しこの距離が延びるのかなと。県も多少この防草コンクリートの工事をされていると思いますけど、歩調を合わせてできるだけ前向きに計画的に進めていただけたらなというふうに思います。

昨年提案した件について今回再度認識をお伺いしました。私が提案しているのは美観維持と予算の有効活用によって草を減らすという提案であります。慢性的な予算消化に終わるのではなくて、どうやって、どうすれば効率かつ有効的に予算を使い、さらには予算の削減につなぐことができるのか、県と将来に向けた話し合いをしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。結果として、町の委託予算に余裕ができれば、更なる環境改善に予算を振り向けることができるような状況になれば、そういった変化を求めています。

今どの市町に行ってもですね、ほとんどどこに行ってももう道路の草っていうのは本当すごいです。予算をそこに充てていないのか、予算が乏しいのか、それとも東広島でもやってないところは、あれだけ潤沢なところでもやってないところがある。ちょっと意識的なもんがあるのかなというのも感じているところがあるんですが、世羅は観光をメインとした町ですので、やはり旅行に来られた方が、「ここは他市町と違って綺麗だな道路が」って言ってもらえるような、「気持ちがいいね」って言ってもらえるような、そういった町にさせていただくように努力をしていただきたいというふうに要望して、この質問を終わります。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私よりお答えをさせていただきます。この度の質問につきましては、国県道また町道に至るまでその雑草の繁茂対策をどのように取り組んでいくか。以前の御質問をいただいた、さらに、現状どうなのかというご指摘もいただいたところでございます。

ご示唆いただきますように、道路の非常に快適な風景というのは、通られる方々、また交通安全上も非常に重要なところであるとは認識をしておるところでございます。しかしながら、近年の雑草の繁茂は非常に著しいところがあるところは現実でございます。かつて、道路の路側路肩に生えていた草処理に困っていたものが、現在では道路の中央に、中央分離帯であるとか、歩車道境界ブロッ

ク、そういったところに繁茂しておる状況をご指摘いただいたところでもございます。ロードスイーパーが往来していた状況と今はその除草対策が少し様変わりをしているということ、またこの後、広島県におきましても除草対策の骨格というのが示されるという中で、新たな除草対策、ご指摘いただいたことをしっかりと検討してまいる必要があると存じます。特に、排水不良によって堆積する場所に繁茂する雑草、そういったところもあろうかと思います。部分部分でしっかりとパトロールを行う中で今後の新しい新製品、雑草繁茂を防止する構造の歩車道境界ブロックであるとか、ここ5年ないし10年の間で、新しい工法も出てきております。今後のメーカー発、また広島県で策定される除草方針等をしっかりと受止めながら、ご指摘いただいたところをしっかりとクリアしていくことで、また限りある財源ではありますが、広島県、国に、中山間地域のこれは課題ということもしっかりと要望していく中でご指摘いただきました課題を払拭できるよう努めてまいります。

○議長（高橋公時） 次にバッファゾーン継続管理への支援は 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 次の質問に入ります。バッファゾーン継続管理への支援は バッファゾーンの整備は、獣の出没抑制や早期発見に加え、美観形成にも効果を発揮していると認識しております。

しかしながら、現行制度では支援が初回の1回限りとなっており、その後、同じ場所を再整備しようとしても支援対象とならない状況です。実際には、2年目、3年目になると再び雑木が繁茂し、初年度に得られた効果が薄れてしまっています。これでは本来の目的から外れており、補助金の効果が十分に発揮されているとは言い難く、結果として有効活用につながっていないのではないかと考えます。

継続的な管理を行うことで、獣が出没しにくい環境を維持できるだけでなく、美観の向上にもつながり、「観光の町せら」をより効果的に発信できるものと考えます。さらに、地域住民同士のコミュニケーションづくりや、冬場の農業者の

副収入の確保にもつながる可能性もあります。

そこでお伺いいたします。

現在の制度では初回整備のみが支援対象となっていますが、バッファゾーンの効果を維持するためには、継続的な管理が不可欠であると考えます。2年目以降の再整備や下草刈り、雑木除去など、維持管理に対する支援について、どのようにお考えをお持ちかお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 向谷議員の2問目のバッファゾーン継続管理への支援についてのご質問にお答えさせていただきます。

このバッファゾーンの事業を始めたときも、他の市町でもそういう鳥獣被害対策についていろいろと提案、議論がございました。まずは農地に面したところをやっていくというのをやっていたんですけれども、現状ではかなり地域を挙げてですね、かなり広域にやっていただいている現状がございます。しかしながらの山際ということで急傾斜のところもたくさんありまして、なかなか安全対策厳しい。特に高齢化が進んで、草刈り機等を持って入るだけでも大変だというようなところを見受けるところでございます。

この整備事業については集落里山林整備事業という名前でもございまして、農地に隣接いたします森林を整備する3人以上の組織に対し、整備費の一部を補助するものでございまして、主に生い茂った樹木を整備し、以後は草刈りを継続していただくことにより、鳥獣の出没を減らすことによる農作物等の被害防止、併せて環境の維持を図ることを目的としてございます。

この制度は草刈りだけでは整備が難しい、樹木の整備が必要な初回の1回限りを補助するものでございまして、2年目以降の整備につきましては、地元の方に継続した維持管理をお願いしているところでございます。鳥獣被害対策はさまざまな対策が必要であることは認識しておりますが、限られた予算の中で広く効果的な対策を行うことは住民の方々のご協力も必要であると考えております。

2回目以降の整備方法や、1回目以降の維持管理の最適な方法など、有用な方法の入手、周知を行う中で少しでも多くの範囲に展開できるよう引き続き努め

てまいりたいと考えておるところでございます。

○ 7 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○ 7 番（向谷伸二） 趣旨は理解しておるんですが、実際にせっかく伐採しても、すぐにまた入ってしまうと。ちょっと持ち込み資料、写真出してもらえますか。これが、バッファゾーンをやった 3 年目ぐらいの写真になります。これぐらい元に戻ってしまうという状況が発生します。支援にも限りがあるというのは、存じておるところではありますが、1 回限りで全てばすっと終わらせるというのがいいのか、やはりある程度経過したら継続的にやっていくという観点からすると、もう少し 1 回限りという制約をもう見直すとか、そういった点をご検討いただけたらなというふうに思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） バッファゾーンの継続した維持管理につきましてでございますが、昨年度にもご質問がありました。現在のやり方としましてはご回答させていただいたように 1 回限りのものとなっております。これはバッファゾーンのこと、里山林整備事業でございますが、この他に田んぼのほりとかにつきましては、他の事業の中山間直接支払制度、また多面的支払交付金制度、その他ですね県の補助事業でございますが森づくり事業などですね、バッファゾーンというものではなくて、結果的にはそういった整備をすることによるバッファゾーンを作るという第 2 弾、第 3 弾の補助事業がございます。こちらをご利用いただくようにしていただきたいと思いますと思っております。いずれにしましても、イノシシ、シカ等が、特に栗とかどんぐり、柿などの実を餌としますので、こういったものの除去というのは非常に大切であると考えております。先ほどの資料にもありましたように、切り株から次の芽が生えてくる。これは早めに刈らないと先ほどの写真のように、草木がまた生い茂ってくるということはわかっておりますが、先ほど言いましたように限られた予算の中ではですね、今言った他の事業も併せて行っていただくようにしまして、住民の方のご協力もいただきたいと、このように考えておるところでございます。

○ 7 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 先ほどのご答弁にも、あとは地元の住民がやっていただくというふうなお話でしたけど、地区によっては美観形成という意味も含めて継続的にされている地区もございます。たとえば初年度は最低単位の10m×100mを仮にやったとする。それをたとえば継続的に10年やるとなると、10m×1000mでこれの下刈りするということは、はっきり言って、かなり難しいという部分が出てまいります。今高齢者が多くて担い手も少ないという現状がありまして、これを獣害対策及び美観形成ということで、何とか継続して行ってもらいたいという思いもあるんですが、実際は担い手がいないという現状があります。その辺の支援の仕方を、他市町の取組み等もしっかり調べていただいて、何かしら支援できるものがないのか、その他でですね、またその辺も検討していただきたいなというふうに思います。

また一つの提案ですけど、今関係人口作りというのは非常に重要になってますよね。協働であるとか。このたとえば下刈りということに関して、先ほど急傾斜なんかの危険な場所は別にしても、そういった下刈りをするようなことを、たとえば各地区でいろんな形で関係人口を持っておられる地区というのは非常に多いと思うんですよ。そういったことも踏まえて、町として、全体として、環境づくり、森づくり、草刈りであるとかそういったことを含めて推進していく、その一つのきっかけとして、その草刈り、下刈りというのも一緒にその森づくりを綺麗にしていく、やっていきませんかというような形で、呼びかけをして、その地区に協力していただいて、入ってもらおうと。そういった形で地区との協力関係というか、関係人口づくりを作っていくというようなことも一つの手段だと思うんですよ。いろんな形で関係人口を作って世羅に来ていただくということが必要なんですけど、その一つとしても活用できないことはないんじゃないかなというふうに思っています。ただ単に作業に対して支援をするというよりも、そういった関係人口作りに対して、町として支援をしていくということをやられてみてはどうかかなと思っています。たとえば今のバッファゾーンをやっている地区というのも全部が全部やってるわけじゃないですよ。ある程度力を入れてやられてるところというのは限られた地区だとは思っていますよ。もしそういったところを一生懸命やられているところがあれば、まずモデル地区でも

いいと思うんですよ。森づくり関係人口推進モデル地区というような形で、たとえばそこでその関係人口づくりができるのかどうか、それに対して町がどういった支援ができるのかとか、そういった形でもいいので、何らか、とにかく人がいない、人手が足りないっていうことが、全ての根本的な原因になっているんで、それを何とか少しずつでも解消していく。その今回のその下刈り、森づくりというのは、その中の一つとしても活用できないかなというふうに考えておりますので、是非そういったこともご検討いただけたらなというふうに思います。どうでしょうか。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） ご提案ありがとうございます。現在ですね、農業に関しましては短期的なアルバイトみたいな感じですね、休みの日を利用した農作業の手伝いということをされている法人がごございます。ご提案いただきましたバッファゾーン作りとかも、これも農業の一環であるということとしますので、これはちょっとまだ私も初めてのことでございます。他の市町、また県等もですね、いろんなところから情報いただきまして、検討していく一つではあるかと思えます。また先ほど言われておりますように、やはり地区の方がかなり農業に限らずでございしますが高齢化、それから人数がなかなかいないという中で、大きい、また広範囲の草刈りが難しくなっているというところではですね、これにつきましては認識はしておるところでございします。すぐじゃあ、やりますということにはいけないと思いますが、そういったものも含めまして、ご提案いただいたことも今後検討していきたいと、このように思います。ありがとうございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） では最後にですね、バッファゾーンの範囲についてお伺いしたいんですが、今最低範囲が10m×100mということです。これ言うといわゆる長方形という形になるんですが、この長方形でないといけないのか。たとえば私がご相談を受けた方は、ちょうどその10mの中に他の所有者の土地があるんだけど、その方はやらないと言うけど、私はやりたいんだけどその方はやらない

と、そうするとそこが外れるんだと。たとえば、幅がない分は横に伸ばせばいいのかとか、そういう応用が利くのかとか、あるいはたとえば範囲の中に途中で小川が走っていると。それが遮断しているんだと。その場合、小川を超えたところと合算して計算できるのかどうか。そういったことをご相談を受けたことがございます。結局これ何かというと、紙面上で書いてあるのは10m×100mと書いてあるわけですね。どうしても町民の方はそれでないと駄目なんだというふうに思われてる方もおられるということですね。だからその辺が柔軟に対応できるのかどうか、その辺も是非お聞きしたいなというふうに思います。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） お答えします。現在バッファゾーン事業につきましては、奥行きが10m以上、それから幅につきましては、延長につきましては100m以上という基準を設けております。しかしながら議員おっしゃいますように、間に小川が走ってるとか、それから奥行き50m行くところへですね、たとえば9m地点で既に崖があるとか、危険地帯になるとかいうことはあるかと思いますが、一応基準としましては10m×100mとしておりますが、そういった地形にもよると思いますので、そういった場合はご相談をいただければと思っております。それによりましてできるだけですね、柔軟な対応をしていきたいと、このように思っております。

すみません。その延長にかける奥行きを出してるのは支払いをさせていただく補助金の額がですね、面積によって出るものでございます。ですから99mだったらどうなるかとかいうことはあるかと思いますが、ご相談をいただきたいと思います。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 柔軟に対応していただけるということですので、住民の方もご相談に来られると思いますので、対応のほどよろしく願いいたします。

先ほども言いましたけど、いろんな形でどうやったら今の地域が、維持できるか、あるいは環境を維持できるかということを、いろいろな形で検討をしていただいて、できるだけ住民の方の思いが進むような形をとっていただけたらとい

うふうに思います。その要望をお伝えして質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） このバッファゾーンについてはさまざまな地域課題があります。きれいに整備をしていただいている地域も見受けているところがございます、なかなか繁茂するのは早ようございまして、結構早い手段で行わないと草刈機では無理だというようなところですね、たくさん増えてきています。先ほど関係人口の話いただいたんですけれども、先ほど法人においてそういった者の受け入れもされていると言いましたけれども、テレビでこの間は「おてつたび」というのをやってましたね。「おてつたび」、お手伝いをしながら全国を回るといような、関係人口の一環でございまして、地域によってはそういう募集をして、やはり費用を払わなくちゃいけませんから、その費用について地域と交流しながらお小遣いをもらって、たとえば地域の方と交流してですね、そういったところを地域をあちこちね、やられてます。そういった登録制度もあるんだと思うんですけれども、町もそういった募集のやり方もやってみればあるかもしれません。その代わり、その地域は費用を出す覚悟をしていただかなくちゃいけない。まるでただというわけにはいかないと思いますので、もう絶対そういった人を頼むんであれば、いくらかですね、費用はもう負担するんだというような心向きでないと、全部補助、補助というんじゃないにですね、地域の中に溶け込んでいただいて将来的にはまた何か交流できたり、住み着いていただいたりといようなつながりになるかもしれない。「おてつたび」の人はいろんな仲間がいっぱいいますので、そこら辺からのまた情報も入ってくるんじゃないかと思っています。

そういった関係人口の話からそうなんですけども、今後においてもバッファゾーンのあり方、本当 10m ぐらいでないとやはり、シカもイノシシも警戒をしないといようなことを言われました。以前はもっと短めにしてたんですけどそれじゃ駄目だというふうに言われたことがありまして約 10m 以上といようなね、流れもさせていただいておりますけれども、一番は鳥獣被害に遭わないような仕組み作りをしていく必要があるかと思っています。バッファゾーン切っても私もこの木の際には必ず金網が立てているところがたくさんあって、木があ

